

令和6年度 事業報告

社会福祉法人 土佐希望の家

- ・土佐希望の家 医療福祉センター
- ・幡多希望の家 医療福祉センター

【社会福祉法人 土佐希望の家の理念】

社会福祉法人土佐希望の家は利用者の生命、人間としての尊厳、及び権利を尊重し、良質な医療と豊かな暮らしを提供します。

【幡多希望の家の理念】

私たちは、利用者の人格を重んじ、如何に障害が重くとも人としての成長・発達の可能性を信じ、その実現に努めます。

私たちは、家族的雰囲気大切に、笑顔を絶やさず、日々明るい生活を利用者と共に過ごします。

私たちは、第三者・利用者の心の声に、いつも謙虚に耳を傾け、日々の業務改善と資質の向上に努めます。

私たちは、この施設を地域の福祉資源として活かし、地域の発展に努めます。

【私たちの行動指針】（平成19年2月15日 土佐希望の家 職員一同）

私たちは、土佐希望の家の理念を実現するため、次のとおり行動することを誓約します。

- ① 人間としての基本的マナーを身につけるように努めます。
- ② 規則や時間を守ります。
- ③ 協調性を重んじて行動します。
- ④ 人に対して誠実であるように努めます。
- ⑤ 技術や知識の向上に努めます。
- ⑥ 反省心を持ち、謙虚であるように努めます。
- ⑦ 自発的に物事に取り組みます。

【2024年度の方針】

1. 理念・行動指針を徹底する。
 - ・（社福）土佐希望の家の理念、幡多希望の家の理念及び私たちの行動指針を徹底し、（社福）土佐希望の家の職員としての誇りと責任をもって行動する。
2. 報告・連絡・相談を一層徹底する。
 - ・報告・連絡・相談を確実にし、情報の共有を徹底する。
3. 各種懸案事項に、合併による新たな組織体制で取り組む。
 - （1）ガバナンスの確立（土佐・幡多「共通」）
 - （2）医師確保（共通）
 - （3）職員のスキルアップ（研修計画の策定と実施）（共通）
 - （4）在宅支援事業の在り方、展開（共通）
 - （5）共通業務等の一元化
 - （6）各種規程の見直し及び整備（共通）
4. 施設の狭隘化、老朽化への対策、南海トラフ地震対策
 - （1）幡多希望の家医療福祉センターの移転改築
 - （2）土佐希望の家医療福祉センター1・2病棟の大規模修繕

目次

社会福祉法人土佐希望の家の理念
私たちの行動指針
2024年度の方針（事業報告及び決算）

第1章 法人・施設の概要

- 1-1 土佐希望の家 医療福祉センター、幡多希望の家 医療福祉センターの概要・・・5
- 1-2 社会福祉法人土佐希望の家 理事会・評議員会（実績）・・・6

第2章 令和6年度事業実績

- 2-1 社会福祉法人土佐希望の家 令和6年度に向けて・・・8
- 2-2 法人本部
 - 健全経営に向けた取り組み・・・13
 - 不適切な行為等の発生を防止するとともに、より良いケアの実現に継続して取り組み・・・14
 - 新型コロナウイルスを含めた感染防止対策に取り組み・・・18
 - 災害対応の取組を充実させる。・・・20
 - 人材の確保と定着・・・21
- 2-3 医務部・診療部
 - 薬剤科・・・22
 - リハビリ科・・・23
 - 検査科・・・25
 - 栄養科・給食科・・・27
- 2-4 看護生活支援部
 - 全体（両拠点共通）・・・28
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 看護生活支援部（全体）・・・28
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 看護課共通・・・29
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 1病棟看護・・・30
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 2病棟看護・・・30
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 3病棟看護・・・31
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 外来看護・・・32
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 生活支援課共通・・・32
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 1病棟生活支援・・・33
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 2病棟生活支援・・・34
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 3病棟生活支援・・・34
 - 幡多希望の家 医療福祉センター 看護科・・・35
 - 幡多希望の家 医療福祉センター 生活支援科・・・36
 - 幡多希望の家 医療福祉センター 病棟助手・家政・清掃員・・・36
- 2-5 総務部
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 総務課・・・37
 - 幡多希望の家 医療福祉センター 総務課・・・37
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 施設管理課・・・38
 - 幡多希望の家 医療福祉センター 庶務課・・・38
- 2-6 在宅支援部
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 通所課・・・38
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 生活介護・・・39
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 多機能型重症心身障害児通所事業・・・39
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 相談支援課・・・40

土佐希望の家 医療福祉センター 相談支援事業	40
土佐希望の家 医療福祉センター 施設相談事業	41
きぼうのわ	41
幡多希望の家 医療福祉センター 多機能型事業所さくらんぼ (生活介護)	42
幡多希望の家 医療福祉センター 多機能型事業所さくらんぼ (児童発達支援・放課後等デイサービス)	43
幡多希望の家 医療福祉センター 通園センターつくしんぼ (障害児通所支援：発達障害児 (多機能型))	43
幡多希望の家 医療福祉センター 相談支援センター	44
第3章 令和6年度上半期決算及び決算見込	
3-1 令和6年度法人単位資金収支計算書及び事業活動計算書	47
3-2 令和6年度社会福祉事業土佐希望の家拠点区分資金収支計算書及び事業活動計算書	49
3-3 令和6年度社会福祉事業幡多希望の家拠点区分資金収支計算書及び事業活動計算書	51
第4章 土佐希望の家 医療福祉センター・幡多希望の家 医療福祉センターの利用者状況等	
4-1 外来	54
4-2 入所	55
4-3 通所	57
4-4 相談支援	59
第5章 法人・施設の沿革	
5-1 沿革	61
5-2 歴代理事長・施設長	62

第1章 法人・施設の沿革と概要

1-1 土佐希望の家 医療福祉センター、幡多希望の家 医療福祉センターの概要

- 1) 施設名称ならびに所在地：土佐希望の家 医療福祉センター〒783-0022 高知県南国市小籠 107 番地
幡多希望の家 医療福祉センター〒788-0782 高知県宿毛市平田町中山 867 番地
- 2) 設置・経営主体：社会福祉法人 土佐希望の家 〒783-0022 高知県南国市小籠 107 番地
〒788-0782 高知県宿毛市平田町中山 867 番地

3) 事業及び定員

●土佐希望の家 医療福祉センター

- ① 入所施設：医療型障害児入所施設・療養介護 定員 142 名（うち短期入所を 6 名で運用）
- ② 外来診療：小児科・内科・リハビリテーション科
- ③ 通所施設：生活介護 定員 20 名、
放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援事業 定員 5 名（多機能型）
- ④ 在宅支援：相談支援事業、障害児等療育支援事業

●幡多希望の家 医療福祉センター

- ① 入所施設：医療型障害児入所施設・療養介護 定員 51 名（うち短期入所を 2 名で運用）
- ② 外来診療：小児科・内科・リハビリテーション科
- ③ 通所施設：生活介護・放課後等デイサービス・児童発達支援（重心児）定員 10 名（多機能型）
放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援事業（発達障害児）定員各 10 名
- ④ 在宅支援：相談支援事業、障害児等療育支援事業

4) 提供するサービス（両施設共通）

- ① 入所利用
- a) 入所利用：重複障害のある方々（重症心身障害児者）が生活しています。
- b) 短期入所：ご家庭の都合で一時的に介護することが難しくなったときなどに利用できます。
- ② 外来診療
- a) 外来診療：小児期に発症した心身疾患や育て方が難しいと感じられるお子さんなどを対象とした外来診療を行っています。
- ・ 小児科、内科、リハビリテーション科があります。
 - ・ 重症心身障害（呼吸・運動機能・筋緊張のコントロールなど）
 - ・ 発達障害（知能・発達の支援、リハビリ、心理テスト、経過のフォローなど）
 - ・ 自閉症
 - ・ 栄養指導
 - ・ 摂食機能療法
 - ・ 身体障害者手帳及び車椅子や装具の意見書、診断書の作成
- b) リハビリ訓練：発達に遅れや偏りのある子どもの訓練・指導と家族支援を行っています。
- ③ 通所利用
- a) 生活介護：日中の日常生活の支援を行っています。
- b) 放課後等デイサービス：就学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の学校休業日に生活能力向上のために必要な支援を行います。
- c) 児童発達支援：障害のある未就学児向けのデイサービスです。
- ④ 在宅支援
- a) 相談支援事業：地域で安心して生活していただくために必要なサービスを利用できるよう支援を行っています。また、「サービス等利用計画」作成のほか、様々な相談対応を行っています。
- b) 保育所等訪問支援事業：障害児を受け入れている保育所等の職員への指導等を行っています。
- c) 障害児等療育支援事業：障害児及びその家族の地域生活を支援するため、専門の職員が指導や支援を行います。保育所や学校など、関係機関からの相談にも応じています。

5) 職員数 (令和7年4月1日現在)

括弧 () 書きは非常勤職員数 (外数)

入所 (短期入所含む) 事業			在宅支援事業					
	土佐	幡多		土佐	幡多		土佐	幡多
医師	5 (24)	1 (10)	事務職員	9	6	看護師	2	2
			調理員	8 (8)	4			
薬剤師	1 (2)	(2)	車両員 管理員	1	0	准看護師	2	
				0	1 (2)			
看護師	50 (1)	21	看護助手	3	0	生活支援員 【うち保育士】	11(2) 【3】	6 【0】
准看護師	14 (1)	2 (1)		0	2(3)			
PT	5	2	病棟助手	0	2(3)	車両員	0(2)	
OT	2	2		0	1(2)			
ST	3		家政員	3 (4)	1(2)	相談支援専門員	2	1
管理栄養士	2	1						
栄養士	2	2	事務当直員	0 (3)	(2)	環境整備員	3	0
臨床検査技師	2	1						
生活支援員 【うち保育士】	68 (6) 【18】	20(1) 【2】	清掃員	0	1(1)			
			小 計	181(49)	67(23)	小 計	18(4)	13(2)
合 計							199(53)	80(25)
総合計							279 (78)	

1-2 社会福祉法人 土佐希望の家 理事会・評議員会 (令和6年度実績)

1) 理事会、評議員会等の実施及び議題等

① 理事会の開催実績と今後の予定

開催年月日	議 題	報告事項
令和6年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度事業報告について 令和5年度決算について 社会福祉充実計画について 令和6年度定時評議員会の招集について 	<ul style="list-style-type: none"> 幡多希望の家の給与支給日の変更について 児童発達支援センターの整備に向けた県有地の購入申し込みについて 理事長専決の報告について
令和6年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度補正予算について 令和6年度事業執行及び収支状況報告並びに決算見込みについて 令和6年度第2回評議員会の招集について 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応への取り組みについて 業務上横領及び窃盗事案について (経過報告) 理事長専決の報告について
令和7年3月21日	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度補正予算について 令和7年度事業計画及び収支予算について 人事評価制度の導入について 組織規程の変更について 令和6年度第3回評議員会の招集について 	<ul style="list-style-type: none"> 高知県健康政策部医療政策課による立ち入り検査の結果について 虐待通報事案の調査結果について 理事長専決の報告について

② 評議員会の開催実績と今後の予定

開催年月日	議 題	報告事項
令和6年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度決算について 社会福祉充実計画について 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度事業報告について 幡多希望の家の給与支給日の変更について 児童発達支援センターの整備に向けた県有地の購入申し込みについて 理事長専決の報告について
令和6年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度補正予算について 令和6年度事業執行及び収支状況報告並びに決算見込みについて 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応への取り組みについて 業務上横領及び窃盗事案について (経過報告) 理事長専決の報告について
令和7年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度補正予算について 令和7年度事業計画及び収支予算について 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度の導入について 組織規程の変更について 高知県健康政策部医療政策課による立ち入り検査の結果について 虐待通報事案の調査結果について 理事長専決の報告について

第2章 令和6年度事業実績

2-1 社会福祉法人土佐希望の家令和6年度に向けて

1. ガバナンス（統治、組織管理等）の確立（継続）

社会福祉制度改革では、法人としてのガバナンスの強化が指摘されており、幡多希望の家運営検討委員会で指摘された項目は、法人として十分な検討がなされないままに、責任の所在も明確にできなかったことが一因と考えられます。

役職者には役割と責任が伴い、適切な運営には、職員にとって厳しいことも実行しなければなりません。

これらのことを認識したうえで、合併3年目は、各部署の適切な運営に向けて、必要な見直しと体制の整備を図るとともに、幡多希望の家医療福祉センターの給与改定の着実な実施、両センターの人材確保に向けた初任給引き上げ等の給与改定を実現・維持するため、「入所者の確保」「短期入所の積極的受入れ」「通所部門の赤字解消（黒字化）」について、さらなるガバナンスの構築に取り組みます。

（参考）社会福祉法人のガバナンスとは

- ①透明（適正な手続き）・公正（恣意的でなく正しい）な意思決定を行う仕組み【守りのガバナンス】
- ②迅速・果敢な意思決定を行う仕組み【攻めのガバナンス】 【WAMNET 社会福祉法人の経営ガイドより】

法人合併時から継続して幡多希望の家医療福祉センターの執行部による運営会議（構成員：常務理事（総括・土佐・幡多）、センター長、副施設長兼看護部長、総務課長）の毎月の定例会に加え、諸課題に応じて臨時の運営会議を行い、適切な施設運営に向けて協議を行ってきました。

令和6年度当初には、法人全体の初任給の引き上げを行ったところですが、人事院勧告では、来年度の行政職の月例給について、大卒初任給を2万3,800円、高卒初任給を2万1,400円増額するなどして平均1万1,183円（2.76%）引き上げ、一時金についても0.10月分引き上げるとしており、人材確保と職員処遇面から、当法人においても、報酬改定の状況を踏まえて検討していく必要があります。

また、幡多希望の家医療福祉センターの給与支給日を変更（土佐と統合）しました（当月末締め当月25日払⇒当月末締め翌月15日払）。

ガバナンスの構築については、昨年度より継続して、幡多の幹部会や日常的な業務に関わりながら、①職員の不適切な言動に対する注意・指導の徹底、②ガソリン給油カードの見直し（土佐と統合）、③慶弔見舞規程の見直し（土佐と統合）④退職職員の在職時の成果物持出しの禁止及び給付費未請求への対応などを行いました。

両拠点においては、①見守りカメラ設置の検討、②現場職員による現金又は立て替えによる物品調達の是正（一元発注による調達の徹底）、③虐待事案の即時報告等の適切対応、などに取り組みました。

幡多の虐待通報事案への対応として、全職員への個別面談を実施し、職場の状況等を確認するとともに、病棟勉強会で利用者支援や職員相互の対応等について、見直す機会を設けることにしました。

入所者の維持確保と短期入所の積極的受入れについて、令和6年度は、土佐は退所13名（ご逝去12名、在宅復帰1名）、新入所8名で5名の減。幡多は退所3名（ご逝去）、新入所2名で1名の減となりました。入所待機者はおらず、各事業ともに利用者確保が課題となっています。

2. 医師確保（継続）

医師確保は重症児者施設、医療型施設の生命線で、医師確保ができなければ、施設は存続できません。

両施設の安定した運営には、それぞれ常勤医師の増員が不可欠であり、法人全体で医師確保に取り組むとともに、各圏域の病院、大学等と連携し、医師に関する情報収集に努め常勤医師の確保に努めます。

併せて、労働局から認可を受けた、医師の働き方改革への対応を着実に実施してまいります。

今年度は特に動きはありませんでしたが、幡多では、半月勤務の医師の常勤化が望まれますが実現していません。常勤医2名体制及び非常勤並びに日当直等の協力医の体制確保に、法人全体で引き続き取り組んでまいります。

3. 施設の移転・改築への取り組み（継続）

幡多希望の家は、平成9年の竣工以来26年経過しており、

- ①施設の老朽化と狭隘化が課題となっていること
- ②地盤が軟弱で、のり面補修等の工事を行っているが、その後も地盤の劣化が進んでいること

③南海トラフ地震への対策は、避難が困難な入所型施設は急務であることなどから、できるだけ早期に移転改築が必要となっています。

引続き、宿毛市又は四万十市での適地の確保に取り組み、移転改築の実現に向けて取り組みます。

移転先候補地の所有者との具体的な話し合い等は、令和7年度後半以降になる見込みです。このため、ライフラインの確保等現状で導入可能なこと、移転後に導入すべきこと、を区分して、南海トラフ地震対策を進めています。(備蓄品の整備、職員安否確認システム、自家発電、その他、計画に沿って整備)

4. 職員のスキルアップ【研修計画の策定と実施】(継続)

法人の研修委員会規定に基づき、日本重症児協会等、他団体の集合・Web研修も活用しつつ、両施設共通の職種別・階層別の研修体系を構築し、効果的・効率的な研修を実施してまいります。

また、看護師及び生活支援員の役職者の相互交流の研修を、新たに実施してまいります。

【土佐・幡多(共通)】

研修委員会規定に基づき、e-ラーニングシステムを主体に、両拠点における人材育成、スキルアップ等を目的とした研修体系に基づき、具体的な取組を行ってきました。

この研修体系は、新型コロナのクラスター等が発生した場合でも、施設基準に必要な研修等を効果的、効率的に実施できるため、両拠点ともに円滑に研修が実施できました(詳細は、図1)。

土佐における任意研修の受講は、職員体制の充足が必要な中で、新型コロナのクラスターが4回発生したため、低値となりました(詳細は、図2.ア・イ)。

来年度は、人事評価での職員面談と合わせて、改善に努めてまいります。

外部の公的機関や他団体の研修(集合やWeb等)については、土佐は延べ105人、幡多は延べ87人が受講し、令和6年度の制度改正に係る対応を含め、適切な運用に努めました(詳細は、図3)。

また、新たな取り組みである両拠点における看護師及び生活支援員の役職者の相互交流(副主任以上)については、研修委員会で協議し、職能・職責に応じて求められる責務に関する施設内研修(計4回:土佐/3回、幡多/1回)と相互交流(土佐:2回、幡多:3回)を並行して実施し、自らの職能・職責に必要な知識の習得と実践に繋げることができました(詳細は、図4)。

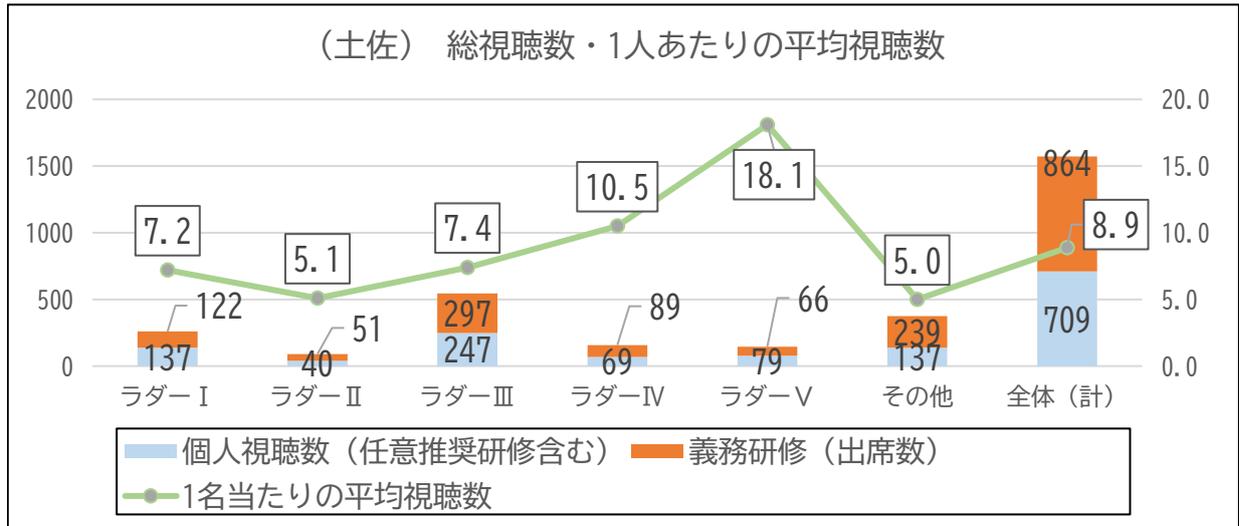
今後は、研修の受講と人事評価との関係等について、あるべき姿と実状の協議、情報交換を行い、効果的な研修体系の構築に取り組んでまいります。

〔図1:主な施設基準に必要な研修〕

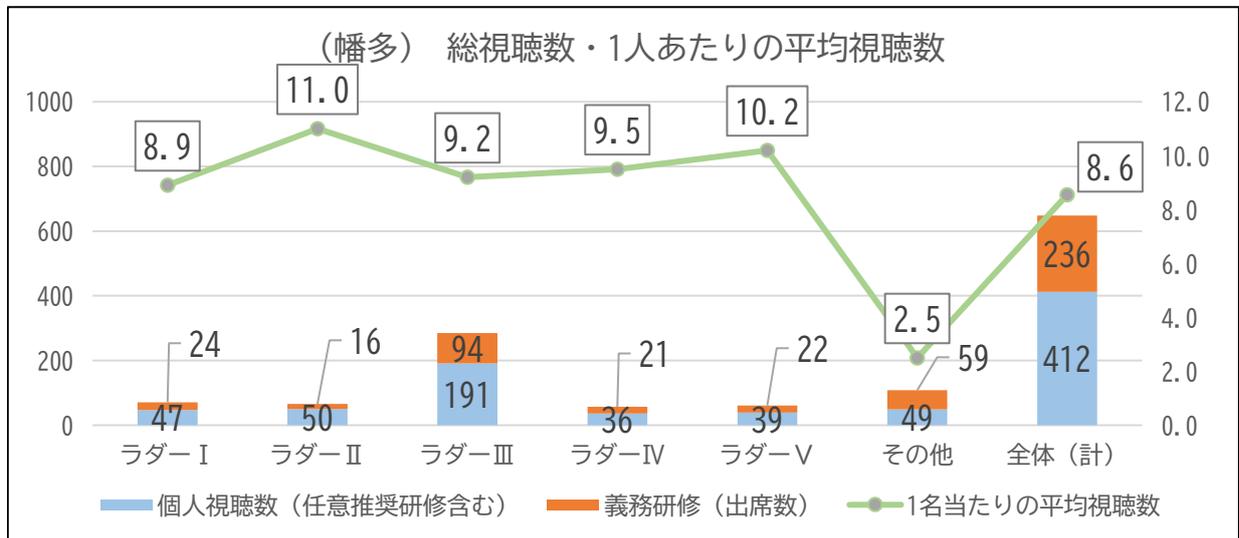
主な項目 (2024.9.30現在)	実施状況 (2025.3.31現在)		主な施設基準		
	土佐	幡多	開催頻度	留意事項	
				注意事項	実施方法
(医・福)医療安全関係	63.0%	99.0%	2回以上/年 (1回以上/6ヶ月)	全職員 (参加率:50%以上/回)	e-ラーニング (集合+個別)
(医・福)院内感染関係	60.4%	99.0%	2回以上/年 (1回以上/6ヶ月)	全職員 (参加率:50%以上/回)	e-ラーニング (集合+個別)
(医)医療ガス関係	46.3%	47.8%	1回以上/年	主に医療関係職員	e-ラーニング (集合+個別)
(医)放射線関係	47.4%	47.8%	1回以上/年	主に医療関係職員	e-ラーニング (集合+個別)
(医)薬剤関係	41.5%	100.0%	1回以上/年	主に医療・福祉職員	e-ラーニング (集合+個別)
(医)加算(看護補助加算)関係	33.6%		1回以上/年	主に医療・看護補助者職員	e-ラーニング (集合+個別)
(福)虐待防止関係	76.1%	100.0%	1回以上/年	全職員	e-ラーニング (集合+個別)

〔図2:職員のスキルアップ研修 (任意/推奨)〕

[ア. 土佐]



[イ. 幡多]



(※学研メディカルサポート：期間 4/1～10/21 視聴状況レポートデータより抜粋)

〔図3:主な施設外研修〕

主催	土佐		幡多	
	現地	オンライン	現地	オンライン
高知県社会福祉法人社会福祉協議会 (障害者虐待関連研修含む)	7		7	3
日本重症心身障害福祉協会 (全国施設協議会・中国四国管理者会、職員研修会等)	23	10	13	4
高知県健康施策部医療政策課 (令和6年度病院事務長連絡会)	1			2
高知県子ども・福祉政策部障害福祉課	8		4	4
看護協会	6	2	14	1
高知県介護福祉士会	3			
四国重症心身障害研究会	9		6	
全国重症心身障害児(者)を守る会	1			
高知県長寿社会課福祉・介護人材対策室	4			
法人役職者 相互研修	19		22	
日本重症心身障害福祉協会認定 中国四国心身障害看護師研修会	2			
全国社会福祉協議会 (全国社会福祉協議会会長賞 表彰式)	1			
全国重症心身障害児日中活動協議会	5		6	1
その他	4			
小計	93	12	72	15
合計	105		87	

〔図4：役職者（課長・師長・主任以上）の相互交流研修〕

対象者	日時	会場	対象者数		備考	
			土佐	幡多		
研修委員会	4/11	幡多	4人	6人	◇ 相互研修を踏まえた協議・確認等を実施	
研修 副主任以上	4/11	幡多		副主任以上	◇ 研修内容 ・職能や職責に応じた役職者に求められる責務等について	
	7/22、8/13	土佐	主任以上			
相互研修	課長・主任	5/27	土佐		4人	◇ 入所系を対象に実施 ※土佐3名、幡多1名について下半期で実施予定であったができなかったため、来年度実施予定。
	師長・課長・主任	6/17	幡多	6人		
	主任・副主任	7/22	土佐		4人	
	主任	8/19	幡多	6人		
	主任	9/30	幡多	4人		
	師長・課長・主任	8/21	幡多	2人		
	課長・主任・副主任	9/20	土佐		2人	◇ 通所系を対象に実施
計			18人	16人		

※相互研修の参加者数は、原則、副施設長、部長、副部长を除き記載。

※病休中の支援主任1名と、病棟クラスター中であった支援課主任1名の計2名については、相互研修に参加できなかった。

5. 在宅支援事業の在り方、展開

在宅支援については、そのニーズと担うべき機関、採算見通しなど、事業ごとに、個別具体的に状況を把握して、実施の可否について判断することが必要です。

各事業のあり方については、現利用者への支援の継続を含め、関係市町村とも協議のうえ、展開を検討してまいります。

特に幡多希望の家医療福祉センターは、連年赤字の解消が必須であり、重心以外の対象者の事業の見直しを検討してまいります。

各事業の在り方について、令和6年度の実績、過去の経過と実績、少子化と人口減の将来見通し、などを踏まえて、来年度の人事も見据えながら、具体の方向性を検討してまいります。

特に幡多希望の家医療福祉センターは、連年赤字の解消が必須であり、①重心対象の生活介護、児童発達、放デイを令和5年10月多機能型に変更、②10人以下の重心小規模事業所に有利なR6年度報酬改定、③利用者増の3つの要因で、連年赤字から脱却し、令和2年度以来2回目の黒字となりました（下表①）。

① 重心対象多機能型の実績（重心対象過去10年の収支状況）（単位：千円）

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 決算
生介	-6,424	-9,879	-2,512	-3,576	3,957	1,760	-1,118	-2,260	-2,087	5,022
通園	-3,855	-4,644	-6,522	-4,955	-4,110	9,883	-1,400	-7,081	-8,854	-4,970
順位	⑧▲	⑩▲	⑥▲	⑤▲	③▲	①	④▲	⑦▲	⑨▲	②
計	10,279	14,523	9,034	8,531	153	11,643	2,518	9,341	10,941	4,113

（過去10年の利用者数）

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
生介	8.48	7.51	7.77	8.35	9.22	8.74	8.47	7.85	8.27	9.62
通園	0.37	0.68	1.41	1.68	1.38	2.96	1.79	0.84	1.03	1.77
順位	⑧	⑩	⑥	⑤	③	①	④	⑨	⑦	②
計	8.85	8.19	9.18	10.03	10.60	11.70	10.26	8.69	9.30	11.39

※R5 年 10 月多機能型事業所に変更で、配置職員減（基準では更に▲1 人可）で効率的運営に改善。

※R6 年度の重心小規模事業所に有利な報酬改定、利用者数 11 人台で、収支改善し、黒字に転換。

※重心通所は幡多地域になく、収支に関わらず継続が法人使命。利用者確保と黒字継続を目指す。

重心以外を対象とする児童発達支援、放デイ等は、利用者増だが、過去 10 年の実績（下表②）と放デイ主体で遠方利用が半数の実態、直近 5 年の出生数大幅減等から、他事業所へ役割分担すべきとして、令和 7 年度末閉鎖の方針を一部利用者に周知、県及び幡多 6 市町村にも閉鎖方針を訪問説明。

閉鎖方針に対し、令和 7 年 4 月、5 月に、保護者主体に継続要望の文書と 6,247 人の署名提出がある。

人口減少地域でも持続可能な報酬改定等あれば、閉鎖の必要はない。保護者の要望、署名を重く受け止め、当面、県及び市町村行政に対し、保護者と共に支援策を要望する。（署名は保護者から行政に提出予定。）

下段表のとおり、長年赤字を負担して事業を継続。人口減、少子化、南海地震・軟弱地盤対策の移転改築資金の必要性等から、行政の支援策、事業所集約等は、避けて通れない喫緊の課題は関係者も理解。

②発達障害児対象（通園センターつくしんぼ：重心以外）

（過去 10 年の収支状況）

（単位：千円）

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6 決算
児発								928	4,076	2,108
放デ								-3,653	-5,284	-3,375
保育								-1,352	738	-1,409
計	3,357	▲1,610	▲4,823	▲2,215	▲4,541	▲4,060	▲3,861	▲4,077	▲470	▲2,677

※収支状況の過去 10 年実績から、安定した黒字化は厳しいと見込まれる。

（過去 10 年の一日平均利用者数）

（単位：人、回）

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	利用 登録
児発	2.33	1.68	1.11	0.85	0.88	1.12	0.35	0.66	1.10	1.51	14 人
放デ	2.86	3.47	3.76	3.98	4.20	3.83	4.33	6.06	6.93	8.03	51 人
計	5.17	5.15	4.87	4.83	5.08	4.95	4.68	6.72	8.03	9.54	65 人
保育	3	0	0	17	48	96	91	36	56	26	6

①児童発達は、一日平均 1 人未満 4 年、1 人台 5 年、2 人台 1 年の過去実績。

②児童発達利用者 14 人中、**四万十市 5 人、土佐清水市 1 人、黒潮町 1 人**、管内の宿毛市 6 人、三原村 1 人。

③土曜日の 9:30 から 17:00 の間、1 時間単位の児童発達支援 6 コマ設定で受入。

6. 両拠点での共通業務の一元化

合併によるスケールメリットを活かし、物品の共同発注、入札手続き、請求業務等、一元化できるものを法人本部にて順次実施してまいります。

業務の合理化を図り、経費等の節減に取り組みます。

一元化の具体は一部の契約等に留まっています。更に取り組みを進めてまいります。

2-2 法人本部

1. 健全経営に向けた取り組み (2-1 関連の具体的な取り組み)

(1) 共通業務の一元化 (継続)

①入所・通所の各請求業務、②物品等の一括発注、③両拠点における入札手続きなど、可能な業務から順次、法人本部へ一元的を図ってまいります。

(2) 幡多希望の家における課題 (運営改善計画) への取り組みを進める。(継続)

- ① 法人本部と協議のうえ、幡多希望の家運営改善計画における諸課題への取組みを進めていく。
- ② 法人の諸規程に沿った適切な事務処理の徹底、組織としてのガバナンスの強化、内部統制の強化を図る。
- ③ 幹部職員の事業活動 (法人運営) への参画と強化 (法人本部会、幡多運営会議・幹部会など)。
- ④ 入所及び通所の利用者見通しと経営分析を行い、安定した経営を目指す。(法人本部会、幡多運営会議・幹部会での定期的な実績確認)。

⑤ 相談支援部門については、全体業務の把握・確認と進行管理を徹底し、入所者のモニタリング、個別支援計画の策定はもとより、ソーシャルワーク、利用者・保護者の相談業務等の円滑な実施に努めてまいります。(体制の見直し・充実の検討)

(3) 行政や守る会等との連携に努め、ニーズ把握に努める。

- ① 土佐希望の家入所 137 名、幡多希望の家入所 49 名の維持、緊急時の受入対応等
- ② 入所及び在宅利用者の見通しと各事業のあり方について、継続した分析・見直しを行い、ニーズ対応と安定経営に努める。
- ③ 短期入所の積極的受入れ。(土佐目標、5 人/日以上。幡多目標、2 人/日以上)

(4) 幹部職員の事業活動 (法人運営) への積極参加

- ① 両拠点の役職者による法人方向性等の共通認識 (法人本部会)
- ② 各種会議への積極的参加 (虐待防止委員会、研修委員会等)

(5) 法人の諸規程に沿った適切な事務処理の徹底、組織としてのガバナンスの強化

①給与規程、②就業規則等、各種規程の統一に努めるとともに、規程に沿った適切な処理の徹底

(6) 医師確保

(7) 両拠点の各部門の後継者 (幹部職員) 確保及び育成

(8) 土地確保への取り組み

- ① 土佐希望の家医療福祉センターの 3 病棟の老朽化・狭隘化対策、児童発達支援、障害者雇用など、新たな事業展開を念頭に、周辺土地の情報収集に努める。
- ② 幡多希望の家医療福祉センターの移転改築先の土地確保に努める。

(1) 幡多の積立金運用について、証券会社等から情報収集に努め、土佐の積立金と合わせて運用先決定の予定を、長期金利の変動状況から年度内購入を見合わせ、令和 7 年 4 月 21 日にくじ引きで証券会社を選定し、国債を購入することとしました。

(2) 運営会議による法人本部との協議を踏まえて、毎月開催の幹部会において、各事業の利用状況や事業実績を報告し、幹部職員の法人運営への参加、諸課題に対する共通認識、具体的な取り組みの周知等に努めてきました。

相談支援部門については、令和 6 年 8 月末に相談支援専門員が退職したため、9 月から一時相談支援事業を休止しましたが、後任職員が 12 月に相談支援専門員資格を取得し、令和 7 年 1 月に相談支援事業を再開しました。

(3) 3 月末現在の入所者は、土佐 129 名、幡多 47 名となっています。

短期入所は、入所者減による空床への積極的受入れを行いました。一日平均利用者数は、土佐 3.82 人 (昨年 3.54 人)、幡多 1.29 人 (昨年 1.25 人) と、微増の状況です。

(4) ①今年度は法人本部会を 3 回開催し、重要な案件について協議を重ね、法人としての方向性を確認して、理事会及び評議員会での審議に付しました。

②幡多希望の家の虐待防止委員会では、昨年度外部委員として、土佐と同じ専門アドバイザーを選任、今年度も外部委員として、新たに保護者 1 名選任しました。また、その他の委員会には、土佐希望の家から役職員が出向き、委員会での協議・議論に積極的に関わり、より適切な運営に努めました。

- (5) 給与規程の統合は完了しましたが、非正規雇用職員（臨時パート）の就業規則は未統合です。
法を上回る年次有給休暇の権利行使の制限や永年勤続特別休暇について、幡多の幹部会で再度周知徹底を図りました。
- (6) 令和6年度は具体的な動きはありませんが、常勤医師の確保には、引き続き取り組んでまいります。
- (7) 総務部では、年度当初に土佐拠点で主任2名、幡多拠点では7月に副主任1名を、新たに配置（昇格）しました。
看護生活支援部では、幡多拠点の相談支援科長の退職に伴い、生活支援科長を相談支援科長に異動、生活支援主任を生活支援科長に昇格させました。利用者処遇はもとより、施設運営についても積極的な発言があり、引き続き、職責に応じた役割が期待されます。
- (8) 土佐については、3病棟改築を見据えて、周辺土地の情報収集及び動向に留意してまいります。
幡多については、移転候補地の所有者との協議を重ね、都市計画事業の完了に向けて、進捗状況を把握し、適時適切な交渉に努めてまいります。

2. 不適切な行為等の発生を防止するとともに、より良いケアの実現への継続した取り組み（継続）

- (1) 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、「虐待防止チェックリスト」の集計結果や「いいケアしよう事例集」等を活用し、職場内研修（OJT）を通じて、「不適切な行為の発生防止」と「より良いケアの実現」に継続して取り組む。
- (2) 利用者の状態・状況に応じたサービスの提供に努める。
- (3) リスクマネジメントに継続して取り組み、事故防止に努める。

【土 佐】

- (1) 虐待防止委員会では、年間4回の定例会議（3か月に1回）と身体拘束に関する臨時会議（2月に1回）を開催し、報告事案について、身体拘束の必要性、手続き等について協議・確認し、適切な対応が確認されました。

定例会等に報告のない事案として、9月に通所の職員が、利用児童（小学6年生）の両腕を車椅子の胸ベルト内側に30分程入れて、手の動きを抑制していたことが、12月の「虐待防止のセルフチェックリスト」で判明しました。

事実確認の結果、身体拘束を行った理由について、担当職員は「不随運動で抜去の恐れがあり、正当な拘束と認識していた」と述べて、身体拘束の要件や手順についての手続きはされてなく、また、同職員が同様の行為を複数回行っていたことも判明し、上司から指導を行うとともに、12月18日支給決定市へ虐待事案として通報しました。

12月26日に支給決定市から調査が入り、施設職員5名が聞き取り調査を受け、令和7年1月24日、本事案は「障害者福祉施設等による虐待」との通知がありました。

同年2月14日、県からも改善報告を求められ、3月11日に県および支給決定市へ改善報告書を提出しました。（県は3月31日付、市は4月9日付で受理通知あり）

これまでも、全職員を対象に「障害者虐待防止の研修」を行っていますが、身体拘束が必要な場合の要件と手順について、今回の事例を通じて、職員の理解が十分でないことが確認されました。

今後は、改善報告書に記載した、障害者虐待の防止、身体拘束の要件と手順、などに関する具体的な取り組みを確実に実施し、再発防止に努めてまいります。

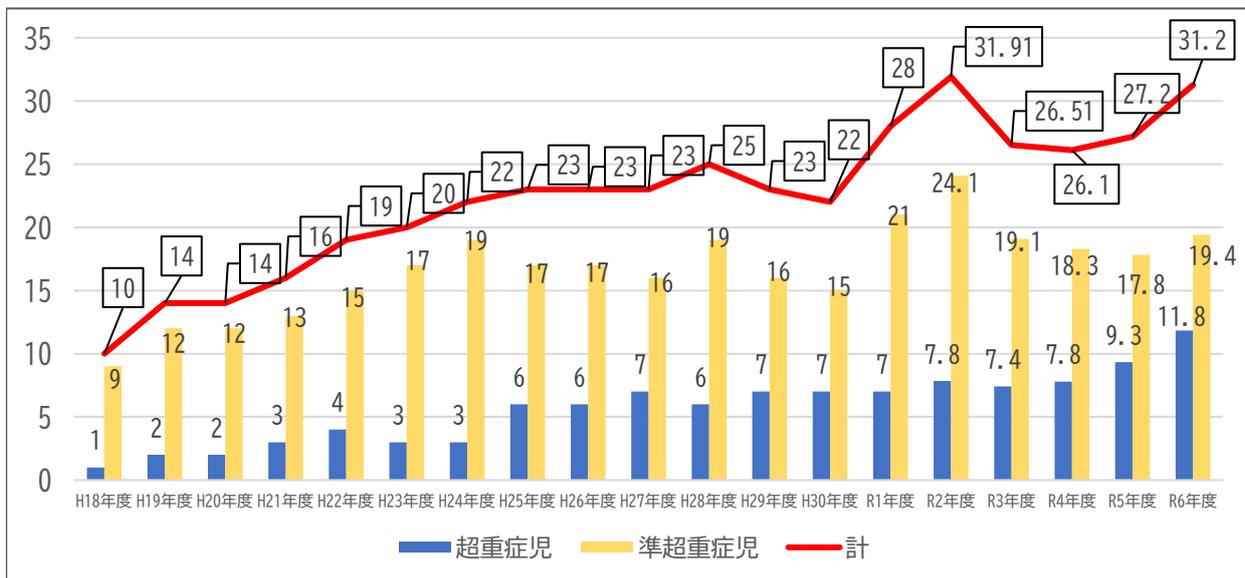
「いいケアしようプロジェクト会」は、10回開催し、各部署から提出された「いいね」66件、「よくないね」28件の事例や実習生からの意見について、委員を中心に職員全体で議論を進めました。

有識者からは、「より良い会議運営ができています」との評価や、「当事者個人を責めるのではなく、発生した事象に焦点を当てて議論を行うべき」などのアドバイスがありました。

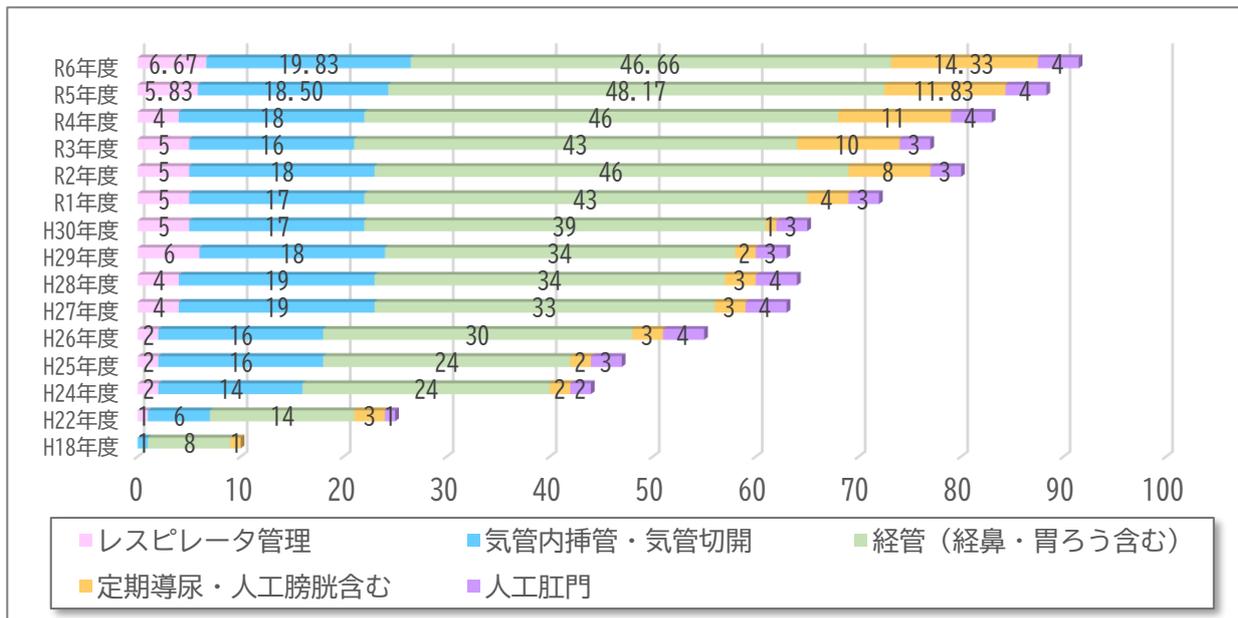
今後も、報告のあった事例等を通じて、日々のケアを振り返り、より良いケアに向けて取り組んでまいります。

(2) 利用者の平均年齢は49.1歳となり、準・超重症児者の人数は31.2人と、昨年から5人増加しました。月平均の医療的ケアは91.5項目となり、昨年より3.2項目増加し、年々重症化が進んでいます。このため、利用者の状態について、家族及びスタッフ間での情報共有を徹底し、適切な支援に努めました。

【土佐：準・超重症児の推移】



【土佐：医療的ケアの状況】



令和6年度は12名の利用者が逝去されました。例年見られる呼吸不全や脳出血などのケースに加え、新型コロナウイルス感染症罹患を契機とした原疾患の悪化、また誤嚥性肺炎の増悪等、経過の予測が困難な事例も確認されました。

また、老衰やがん等による9名の看取り（うち急変1名含む）には、適切かつ丁寧な対応に努めました。今後は早期発見と予防のためのスキル向上を図り、引き続き適切な医療と福祉のサービス提供に努めてまいります。

退所（逝去・転院）状況の内訳

■ 年齢分布別

年 齢	死亡に係る疾患又は状態（内訳/概要）																転 院	計				
	呼吸器疾患		循環器疾患		脳疾患		多臓器不全 (敗血症含む)		肺炎 (解熱性含む)		腎不全		老衰		癌				出血性		基礎疾患由来・他	
	看取り	施設外	看取り	施設外	看取り	施設外	看取り	施設外	看取り	施設外	看取り	施設外	看取り	施設外	看取り	施設外			看取り	施設外	看取り	施設外
0～10未満					1(1)			1(1)												1		3(2)
10～20未満				1				1(1)														2(1)
20～30未満		1(1)																		1		2(1)
30～40未満	2(1)	1+1(1)	1					1(1)													1	7(3)
40～50未満		1			1				1				1(1)								1	5(1)
50～60未満									1				1									2
60～70未満	2			1			1(1)	1	1	1								1				8(1)
70～80未満						1								1+1		1		1				5
80～90未満										1			3	1	1							6
90～100未満												1										1
小計	4(1)	4(2)	1	2	2(1)	1	1(1)	4(3)	3	1	1	2(1)	6	1	2	0	2	0	0	2	2	41(9)
比率	看取り											施設外										
令和6年上半期	計：4人（平均：66.7%）											計：2人（平均：33.3%）										
直近5年（R1年より）	計：16人（平均：69.6%）											計：7人（平均：30.4%）										
全 体（H25年より）	計：21人（平均：53.8%）											計：18人（平均：46.2%）										

※（ ）内は、逝去された利用者の中、人工呼吸器装着者数を表記
※「赤字」は、上半期に逝去された利用者数を記載

(3) 事故・ヒヤリハット報告件数は173件であり、前年度比37件の減少となりましたが、入所系において、介護ミスに起因する骨折事例が2件、原因不明の骨折事例が1件確認されました。

原因不明の事例については、発赤痕等の状況を考慮し、詳細な原因究明を行いました。併せて、利用者の特性を踏まえた適切な介護ケアとサービス体制の改善を目的に、カンファレンスと医療安全管理委員会を通じた検証を行い、再発防止に努めました。

今後も医療安全管理委員会等を通じて、事故の発生防止及び対策の徹底を図り、安全で質の高いサービスの提供に努めてまいります。

（令和6年度）ヒヤリハット・事故報告における年次比較一覧表

	① 令和5年度											② 令和6年度											増減(増) (少)					
	イフシダント					アウシダント						イフシダント					アウシダント											
	その他	0:1	0:2	0:3	計(件)	0:1	0:2	0:3	1	2	3a	3b	4	5	計(件)	その他	0:1	0:2	0:3	1	2	3a		3b	4	5	計(件)	
衝突	18(1)	8(2)	1		8	8(1)	2							45(4)	3	4	1		11(1)	18(5)						37(6)	-8	
誤処置	1	1			6	1								9	1				4	3						8	-1	
誤検査	1													1														-1
誤導																												
滑り											7			7									3			3	-4	
増設																					1					1	1	
種々な処置を要する外傷										2				2							1					1	-1	
防塵・消毒																												
転倒・転落（外傷無し）				1		1	18	1						21					1	17						18	-3	
転倒・転落（外傷あり）						11(1)	2							13(1)					6(2)	6(2)						6(2)	-7	
入浴中・薬水																			1							1	1	
他害行為によるもの							6							6					2	1						3	-3	
異食	1				3(2)	5(1)								9(3)	2				6(2)	3						11(2)	2	
搬送機・皮下出血・打撲など			1(1)			21(2)	13(2)							35(5)					22(4)	16(3)						38(7)	3	
食事に係るトラブル・栄養関係						3	2	1						6	5				3(1)	1						9(1)	3	
管理誤り																												
チューブ脱落（胃腸・N-Gチューブ・測糖等）	2					1	1	5(3)						9(3)					1(1)		5					6(1)	-3	
カニューレトラブル						1	1(1)	6						8(1)					1		4					5	-3	
その他	8(2)	3	1		15(1)	8	4							39(3)	6				8	8(1)	4					26(1)	-13	
小 計	入所系		28	10	3		29	81	32	7				190	17	4	1		30	69	29	3				153	-57	
	在宅系		3	3			3	6	5					20					5	12	3					20	20	
合 計			31	13	3		32	87	37	7				210	17	4	1		35	81	32	3				173	-27	

※（ ）内は、在宅系利用者（外来・通所・ショート・タイム）の報告件数を表示しています
※増減の「赤字」は、前年度より減少した件数を記載しています。
※その他の内容については、別紙2-2)に内容を記載しています。

【播 多】

(1) 令和6年度の虐待防止委員会は、計12回（内部委員会8回、外部委員含む4回）開催し、1月から、外部委員として入所の保護者（理事）に入っていただきました。

令和6年12月6日に入所の保護者から苦情があり、虐待の恐れがあるため、市に通報し、職員への聞き取り調査が令和7年1月22日～23日に、3月3日には、利用者本人への聞き取りが行われました。

3月25日に市から調査結果の通知があり、「虐待があったと判断する行為は確認できなかった。」が、「虐待は施設職員の自覚を問うものではないことを再確認し、今回の事案を施設全体で振り返ること。」
「職員のセルフチェックの回答内容を調査し、問題の改善を図ること。」との指導がありました。

令和6年10月1日から31日に職員93名に実施した「虐待防止セルフチェックリスト」調査では、「虐待と思われる行為をしている場面に出くわしたことがある」と回答した職員は14名(15.2%)、「問題がある行為と感じる」という問いに「思う」、「ややそう思う」と回答した職員が16名(18.4%)にのぼり、職員自ら虐待及び問題ある行為を指摘する結果となっています。

職員の虐待及び権利擁護に関する認識は、前述の通報事案とも関連することから、12月24日から利用者の直接処遇に当たる常勤職員60名に対し、個別面談を実施し、48名の面談を終えました。

その結果、一部職員の不適切な対応について指摘があり、利用者虐待や職員に対するハラスメントの可能性もあるため、今後、早期に全体の面談結果を集約し、必要な対策を検討してまいります。

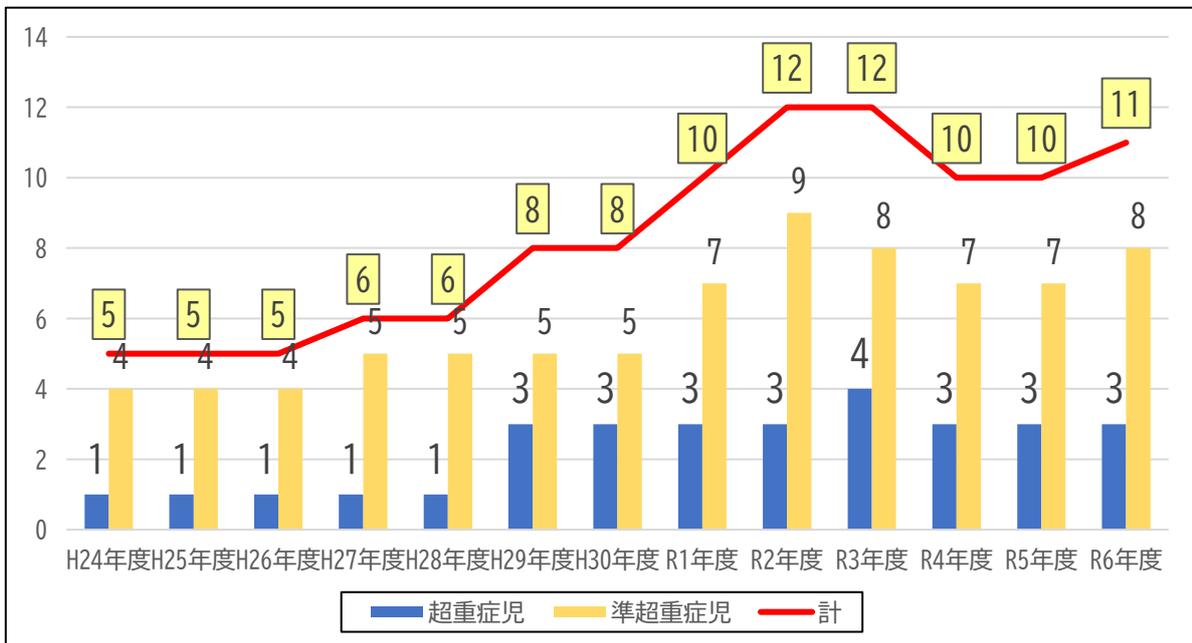
また、今回の虐待事案を受け、現場の実態について意見を出し合い、懲戒事由を含めた勉強会を、現場職員が企画しており、今後の取り組みが期待されます。

(2) 令和6年度、利用者の平均年齢は47.8歳、病気により2名の方が逝去されました。

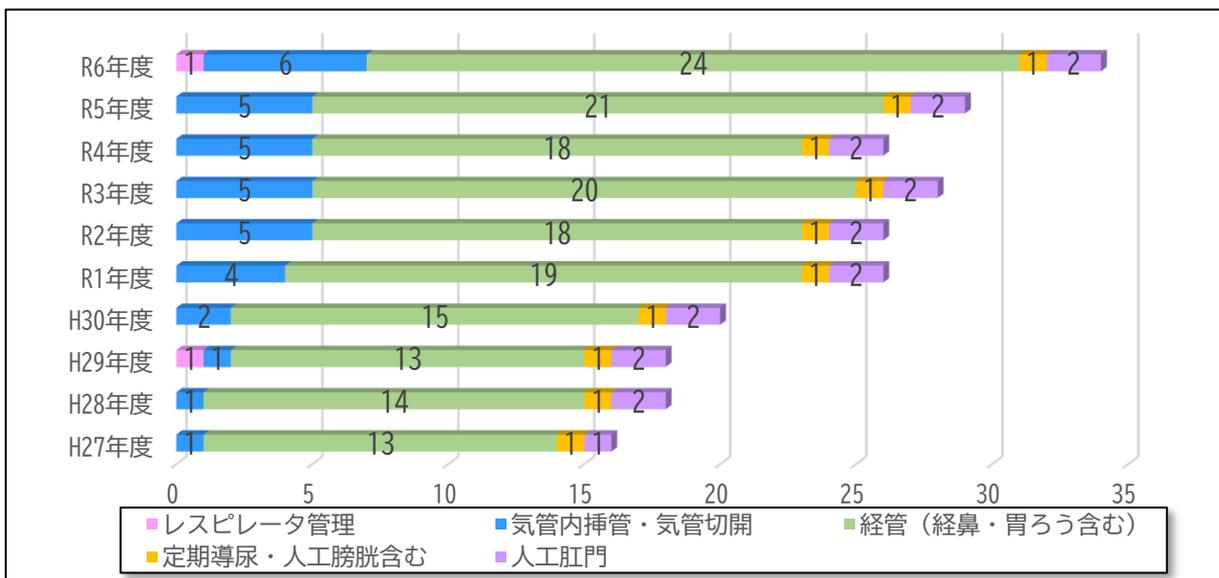
新入所の方も2名ありましたが、1名は入所後直ぐに逝去されました。

高齢化が進み医療度も上がる状況ではありますが、利用者・家族の意向に沿ったサービスの提供に努めてまいります。

【幡多：準・超重症児の推移】



【幡多：医療的ケアの状況】



(3) 年間のインシデント及びアクシデントの件数は186件（インシデント182件、アクシデント4件）。

内訳として、病棟ではアクシデント4件とインシデント145件、通所ではインシデント21件、栄養科ではインシデント8件、リハビリ科ではインシデント4件、薬剤科ではインシデント2件、総務課ではインシデント2件の報告がありました。

昨年度と比較し、アクシデントで2件、インシデントで16件、それぞれ報告が増加していますが、勉強会を行い、充実したカンファレンスの実施により、対策の検討やフィードバックを行い、事故防止の意識を高めました。

引き続き、次年度も重大事故防止に組織全体で取り組みます。

（令和6年度 ヒヤリハット・事故報告における年次比較一覧表）

	① 令和5年度										② 令和6年度										増減(件) (②-①)		
	インシデント					アクシデント					計 (件)	インシデント					アクシデント					計 (件)	
	その他	0	1	2	3a	3b	4	5	その他	0		1	2	3a	3b	4	5						
入所（医師・看護科・生活支援科）	与薬関連		12	11	3						28		7	14	7	4					32	0	
	点滴・注封関連		1	3	2						6		3	5							8	2	
	尿嚢			1		2					3											-3	
	骨折						2				2						3				3	1	
	捻挫																					0	
	他傷行為																					0	
	転倒・転落（外傷無し）		6	2	2						10		1	5	1							7	-3
	転倒・転落（要医療処置）					2					2												-2
	排泄関連		2	1							3		1	7								8	5
	医療機器・介護機器関連		1	1							2		3	3	1							7	5
	飲食		2	1							3			3								3	0
	擦傷・皮下出血・打撲など		4	18	3	6					31		3	31	12	10						56	25
	食事に関するトラブル・樂流関係		2	2							4			1								1	-3
	褥瘡		2	2	1						5			4								4	-1
	誤嚥													1								1	
	マージンチューブ			12							12												-12
	ラインチューブ																						0
	チューブ関連												1	1								2	2
	カテーテル			5		2					7			3	1							4	
	カニューレトラブル			3							3			1	1							2	-1
その他		6	10							16		4	5	1		1					11	-5	
在宅支援部	与薬関連				4					4		1		3							4	0	
	擦傷・皮下出血・打撲など				1	1				2			1	5	2						8	6	
	忘れ物			1						1				1							1	-1	
	その他		1	9	3	3					16	1	1	3	4							9	-7
栄養科	誤配膳		3							3		5									5	2	
	異物混入		2							2		3									3	1	
薬剤科	薬剤関連		1							1		2									2	1	
リハビリ科	擦傷・皮下出血・打撲など			1						1			2		2						4	3	
	検査		1							1												-1	
総務	その他			1						1			1	1							2	1	
合計		0	46	84	21	16	2	0	0	168	1	35	91	37	18	4	0	0	0	186	15		

※増減の「赤字」は、前年度より減少した件数を記載しています。

3. 新型コロナウイルスを含めた感染防止対策への取り組み

- (1) 感染対策委員会を中心に、利用される全ての方に感染防止対策を徹底する
- (2) 県や地域との感染情報共有を行うとともに、職員への周知を図る

【土 佐】

(1) 感染対策委員会を中心に、感染防止対策の徹底に取り組みました。新型コロナウイルス感染症については、職員やその家族等に散発的なコロナ感染症が確認されるなか、7月から3月にかけて計4回のクラスターが発生し、3名の利用者にコロナの影響が否定できない逝去が確認されました。

インフルエンザ感染症については、1月にクラスターが1件確認されましたが、重症化することなく回復することができました。その他の感染症については、確認されませんでした。

今後も感染防止委員会を中心に、感染防止対策等の適切な対応に努めてまいります。

1. 新型コロナウイルス感染症の状況（月別）

【 二次検査の家 感染症対策委員会 】

月	性別	入所						医師等・他			通所又は外来			計	特記事項				
		1階棟		2階棟		3階棟		⑤職員 正社員	⑥職員 正社員	⑦職員 （通所）	⑧利用者 看護職員	⑨職員 看護職員	⑩その他 （正社員）			合計			
		①利用者 看護職員	②職員 看護職員	③利用者 看護職員	④職員 看護職員	①利用者 看護職員	②職員 看護職員												
R6. 4月	男性				3	1								3	1	4			
5月	男性																		
6月	男性																		
7月	男性	1	2	26	6	8	15	4	2	3	7	8	48	31	3	82	◇ 1回目：新型コロナウイルス ・3階棟（東→西棟）：療養期間25日間（7/07～7/25、8/1～8/27）→ 療養者42人（男：31人、女：11人） ・2階棟（正社員棟）：療養期間20日間（7/22～8/09）→ 療養者42人（男：26人、女：16人） ・通所（正社員）：療養期間11日間（7/24～8/02）→ 療養者11人（男：6人、女：5人） ◇ 最終の療養期間の経過：1日増えより3日間に完了（7/26から）		
8月	男性	1			2	2	16	1	5				21	11		32			
9月	男性	20※1	3	3				3	1	1	1	3	23	10	1	34	◇ 2回目：新型コロナウイルス ・3階棟（東棟）：療養期間11日間（9/11～10/01）→ 療養者2人（男：2人、女：0人） ・3階棟（西棟）：療養期間13日間（9/20～10/7）→ 療養者4人（男：3人、女：1人）		
10月	男性	2	1	1									2	2		4			
11月	男性																		
12月	男性	4	2	4		1		2		2	1		7	7	2	16	◇ 3回目：新型コロナウイルス ・3階棟（東棟）：療養期間11日間（12/4～12/13）→ 療養者10人（男：4人、女：6人） ・3階棟（西棟）：療養期間12日間（12/12～12/20）→ 療養者2人（男：2人、女：0人）		
R7. 1月	男性							1		1	1		1	1	1	3			
R7. 2月	男性				8	2		2		1			10	2	1	13	◇ 4回目：新型コロナウイルス ・3階棟（東棟）：療養期間11日間（2/11～2/25）→ 療養者1人（男：1人、女：0人） ・3階棟（西棟）：療養期間12日間（2/24～3/7）→ 療養者3人（男：2人、女：1人）		
R7. 3月	男性						1	1		1	3		3	2	1	6			
合計		26	8	10	37	12	16	38	6	10	9	18	0	11	0	118	67	9	194

※1：5月1日新型コロナウイルス感染症の発生

【 前年度 新型コロナウイルス感染症発生数 】

令和5年度	施設内	発生数		備考
		利用者	職員	
令和5年度	入所者	1階棟	30	11
		2階棟	38	13
		3階棟	39	22
	通所	1	8	5
		2	1	33
計	小計	115	84	※1：2023年10月1日～2024年3月31日までの発生数です。
	合計		199	

2. インフルエンザ感染症の状況（月別）

月	性別	入所						医師等・他			通所又は外来			計	特記事項		
		1階棟		2階棟		3階棟		⑤職員 正社員	⑥職員 正社員	⑦職員 （通所）	⑧利用者 看護職員	⑨職員 看護職員	⑩その他 （正社員）			合計	
		①利用者 看護職員	②職員 看護職員	③利用者 看護職員	④職員 看護職員	①利用者 看護職員	②職員 看護職員										
R6. 4月	男性																
5月	男性																
6月	男性																
7月	男性																
8月	男性																
9月	男性																
10月	男性																
11月	男性																
12月	男性				2								1	4	1	6	
R7. 1月	男性							26	3	8	4	4	30	12	4	46	◇ 1回目：インフルエンザ感染症発生 ・3階棟（東→西棟）：療養期間2日間（1/3～1/24）→ 療養者38人（男：26人、女：11人）
R7. 2月	男性												1			1	
R7. 3月	男性																
合計					1	3		26	4	9	5	7	34	16	5	55	

※1：看護生活支援部以外の部門・部署で発生が確認された方。
 ※2：作業又は通所利用者の家族や兄弟、職員の間接者などの方で、当センターで検査を実施し陽性が確認された方。
 ※3：看護職員、は看護職員、本施設計で、「看護職員、生活支援係員（常勤、パート含む）、看護助手を記載しています。

【 前年度 インフルエンザ発生数 】

令和5年度	施設内	発生数		備考
		利用者	職員	
令和5年度	入所者	1階棟	36	34
		2階棟	48	46
		3階棟	46	43
	通所	1	23	20
		2	1	12
計	小計	154	209	※1：ワクチン接種は、16、18歳～19歳、20歳まで接種予定。
	合計		363	

(2) 高知県における感染情報（週及び月）や行政通知、地域医療機関などの情報収集に努め、院内感染対策委員会等を通じて、職員への周知徹底を図りました。今後も、県や地域の感染情報を踏まえながら、適切な感染防止対策に努めてまいります。

【幡 多】

(1) 感染委員会を中心に、感染防止対策に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症については、12月に14名の感染が確認されましたが重症化することなく治癒しました。

その後、1月にインフルエンザA型に利用者2名の罹患がありましたが、感染拡大することなく回復できました。

その他の感染症については確認されていません。今後も、感染防止対策に努めてまいります。

1. 新型コロナウイルス感染症の状況（月別）

〔 幡多希望の家 感染防止対策委員会 〕

		入所			医療部・他	通所又は外来			計			特記事項	
		種多				④職員 ⑤以上	⑥職員（通所） 看護職員 看護要員	⑦利用者	⑧その他 ⑨以上	職員 ⑩以上	その他 ⑪以上		合計
		①利用者	②職員 看護職員 看護要員	③職員									
R5.4月	男性者												
5月	男性者												
6月	男性者		1						1		1		
7月	男性者	2	5	4		1			12		12		
8月	男性者	3	1					1	4		5		・施設内職員間感染疑う事例あるが、利用者への感染はなし ・生活介護利用者1名、新型コロナウイルス感染認めるが拡大なし（家族感染）
9月	男性者	1				1	1		3		3		
10月	男性者												
11月	男性者							1					
12月	男性者	14	1										
R6.1月	男性者	2											
2月	男性者							1					
3月	男性者												
計	男性者	16	7	7	4	1	2	3	20	0	21		

クラスター

【入所棟(病棟併設)】
 ・罹患率:利用者21%、職員(看護、支)0%
 ・感染拡大の取組:12/12~12/27家で(後患)
 ・施設内の取組:12/12~12/27まで終息!

2. インフルエンザ感染症に係る月別の状況

		入所			医療部・他	通所又は外来			計			特記事項	
		種多				④職員 ⑤以上	⑥職員（通所） 看護職員 看護要員	⑦利用者	⑧その他 ⑨以上	職員 ⑩以上	その他 ⑪以上		合計
		①利用者	②職員 看護職員 看護要員	③職員									
R5.4月~9月	男性者												
10月	男性者												
11月	男性者												
12月	男性者								6		6		
R6.1月	男性者	20	6	2					8		28		・病棟におけるインフルエンザ感染発生率は職員の高可能性が考えらる。
2月	男性者		1					1	1		2		
3月	男性者		1	1				1	3	2	6		
合計		20	8	3	0	0	0	2	9	20	34		

【インフルエンザワクチン接種率（2024.01.31現在）】

※注1:看護生活支援部以外の部門・部署で接種が確認された方。
 ※注2:外来又は通所利用者の家族や兄弟、職員の見学者などで、当センターで接種を実施し接種が確認された方。
 ※「看護職員」は看護部、「看護要員」は生活支援員(臨時、パート含む)、看護助手を記載しています。

	利用者		職員	備考
	(通所)	職員		
令和4年度	11人	91.9%		
令和5年度	11人	91.9%		

(2) 感染委員会で高知県感染情報を共有し、職員へ情報提供を行い感染防止に努めました。

4. 災害対応の取組みを充実させる。(継続)

- (1) BCPの見直しと災害時備蓄品の推進
- (2) 防災研修の実施及び訓練内容を充実する
 - ① 防災研修の実施
 - ② 地震、火災に加え、土砂災害及び水害等発生を想定した訓練の実施
 - ③ 土佐希望の家分校と共同のもと、福祉避難所の設置・運営訓練の実施

(1) 災害備蓄品については、両拠点ともに現在の状況を把握・確認し、不足していると思われる物品の補充に努めました。

食料と水については、3日分を7日分に拡充しました。

ライフラインについても、非常用設備にアクセスするため、鍵の保管場所、燃料補充の仕方、電源の切り替え手順、などについて、誰でも操作等ができるように整理しました。

ライフラインの手順等については、次年度、両拠点の防災委員会で協議し、職員へ周知してまいります。

(2) ①両拠点とも毎月の防災訓練により、地震・火災・風水害等の災害種別を想定した防災・避難訓練に取り組むとともに、両拠点のライフラインと備蓄品の現状把握をしたところです。

土佐では、防災委員会を他の会議と合同で行っており、実質的に防災委員会としての機能をはたしていなかったため、構成員を見直すとともに独立した委員会としました。

また、南海トラフ地震発災後の職員参集とライフライン復帰を想定した図上訓練を行いました。

②訓練の実績は以下のとおりです。

	土 佐	幡 多
火災訓練	毎月	毎月
地震訓練	4月・5月・7月・9月・11月	5月・8月・10月・2月
土砂災害	2月	—
風水害	2月	7月

職員安否確認システムを導入しましたので、次年度は、土佐と幡多合同で安否確認の訓練を実施する予定です。

③土佐希望の家分校との合同訓練は実施しましたが、福祉避難所の設置・運営訓練は未実施です。

次年度は、関係機関（四国電気保安協会や消防等）の立ち合いのもと、実際に両拠点を停電させて、訓練を行いたいと思っています。

5. 人材の確保と定着

(1) 新聞広告、新聞折り込み、職員紹介制度の創設、実習受け入れ学校との連携など、あらゆる手段で人材確保に努める。

(2) 教育・研修委員会による研修方針のもと、各種研修に取り組み、人材の育成と資質向上に努める。

(3) 初任給の大幅アップ、給料表の見直し等により、職員の処遇改善を図り、人材の確保・定着に努める。

【土 佐】

(1) 看護・生活支援の専門学校や大学・高等学校への訪問、看護・福祉就職フェア（7月・2月・3月）や県インターンシップの受け入れ、ハローワーク、新聞広告、紹介業者、職員紹介制度の活用、などにより、看護課では採用9人（うち新卒4人）、退職者8人、生活支援課では採用10人（うち新卒3人）、退職者2人となりました。

例年どおり、実習受け入れを行っている高知県内の学校（高知県立大学、平成福祉専門学校、高知福祉専門学校、龍馬看護ふくし専門学校）を看護生活支援部長と副部長が訪問し、学生の状況を伺いながら、施設見学や実習の受け入れが可能である旨をお伝えし、求人状況をお伝えしました。

また、今年度は県外の美作大学（岡山県）及び四国学院大学（香川県）、県内の高知開成看護専門学校、高知学園短大も訪問し、窓口を拡大して実習や就職について意見交換を行いました。

近年の学生は実習先を就職先とする傾向があるほか、生活支援課においては資格手当に関する質問が多く寄せられるため、説明内容を工夫し丁寧に対応しました。

その結果、次年度も新卒生3名の入職が決定しております。看護課は、重症心身障害児者の看護は新卒看護師にとってハードルが高いとの意見もあり、次年度の新卒採用には至りませんでした。

今年度新たに、平成福祉専門学校より非常勤講師の依頼があり、認定看護師や支援課役職者4名にて、障害への理解を深める授業を実施しました。

学校との連携を通じて、学生の状況把握や当施設の認知向上につなげることができました。

今後も多岐にわたる依頼に協力し、関係構築を図りながら、様々な手段を駆使して人材確保に取り組んでまいります。

(2) 両施設共通の研修計画のもと、職員の能力に応じて段階的に育成するクリニカルラダーに基づき研修を実施しました。また、土佐では4人の新卒看護師を迎えたことから、新人看護師研修の充実に向け、看護協会主催の新人看護師研修などの外部研修も活用し、人材育成に取り組みました。今後も、当法人・施設にとって有用な人材育成と資質向上に向け、研修体系の拡充に取り組んでまいります。

(3) 令和6年4月から給料表の見直しを行い、初任給の大幅な引き上げを行いました。

本改正により、看護生活支援部では19名の採用が実現したほか、次年度においては看護課にて紹介業者及び職員紹介制度を通じて4名の応募があり、生活支援部では新卒者3名の入職が予定されるなど、一定の効果が確認されています。

一方で、利用者数については、入所系・通所系ともに減少傾向が見られており、今後の利用者数の推移を踏まえつつ、職員数を検討する必要があります。

次年度においては、利用者数の動向を見極めながら、引き続き、適切な人材の確保と定着に向けて取り組んでまいります。

【幡 多】

(1) 人材確保については、専門学校・高等学校への訪問、ハローワーク・人材紹介会社の活用、実習生・ボランティアの受け入れ、就職フェアへの出店、新聞広告の掲載、採用ホームページの作成などに取り組みました。

しかしながら、県内でも人口減少が著しい幡多管内においては、地域全体の労働力不足により職員の確保が困難な状況が続いています。

その結果、年度途中の退職に伴う生活支援員2名の欠員補充ができず、年度を超え募集を継続する結果となりました。

事務職員については、退職1名に対して業務の見直しに伴う職員増により2名を採用。

今後も、職員配置基準との整合性を踏まえ、募集・採用の人数を調整してまいります。

(2) 両施設合同の教育・研修委員会が作成する研修計画を基本に職場内研修に取り組んできました。

また、外部団体主催の研修会への派遣、動画配信サービスの視聴によるウェブ研修などにも取り組みました。

(3) 初任給の大幅アップ及び給料表の見直しにより職員の処遇改善を図りました。

また、正職員の初任給引き上げに合わせて、臨時職員・パート職員の賃金引き上げを行い人材確保と定着に取り組みました。

2-3 医務部・診療部

薬剤科

【土佐希望の家医療福祉センター】

(1) 自己研鑽に励み、調剤過誤ゼロを目指す。

(2) 薬剤の出荷調整や変更、新薬等の情報を迅速に他部署と共有し、利用者の内服薬への影響を最小限に抑える。

(1) 定期薬の処方内容を再検討し、合理的な一包化の推進に取り組みました。これにより今年度の調剤ミスは1件にとどまりました。今後も、利用者の服薬管理の向上に努めてまいります。

(2) 医薬品の出荷状況に関する情報を積極的に収集し、在庫量の確保及びジェネリック医薬品の採用検討などの対策を講じ、安定的な供給に努めました。また、入荷量が減少した医薬品に関する情報については、医療安全管理委員会に迅速に報告し、対応策の検討を行う体制を強化しました。

今後も、利用者への確実な医薬品提供を維持するため、適切な管理・調整を行い、医療の安全性及び利便性向上に向けた取り組みを継続してまいります。

実施状況（実績）/月平均

主な検査	1病棟	2病棟	3病棟	外来
定期処方箋	74.08 枚	105.00 枚	95.17 枚	
臨時処方箋	917.92 枚			42.75 件
注射せん	175.08 枚			0.08 件

※年間の平均値（小数点第3位を四捨五入）を記載

※外来には、通園、一般・発達外来、職員対応を含み記載。

【幡多希望の家医療福祉センター】

(1) 医薬品の適正使用を推進し、利用者の安全確保に努める。(継続)

- ① 業務手順書に沿い、調剤ミスを起こさないよう安全対策の徹底に努める。
- ② 医薬品の円滑な供給と適正管理を行う。

- ・インシデント報告は2件発生しましたが、医師や看護師等と連携が図れたことで未然に事故を防ぐことができました。内容については安全対策委員会で共有し事故再発防止に努めました。
- ・入荷が遅れる医薬品等については、医師と情報共有を行うことで大きな問題は生じませんでした。令和6年度末で常勤薬剤師が退職となり、令和7年度から当面常勤薬剤師が不在となりますが、常勤薬剤師配置を目指すとともに、不在期間の応援薬剤師と関連部署との連携を強化し、利用者への安全な医薬品提供に努めてまいります。

令和6年度 合計処方箋枚数

	入院		外来	合計
	定期	臨時		
処方箋枚数	1,192	1,385	222	2,799
調剤数	5,077	1,519	368	6,964
注射箋枚数	775		0	775

リハビリ科

【土佐希望の家医療福祉センター】

- (1) 継続して安定的な人員確保に努め、リハビリの円滑な実施体制の維持・向上に取り組む。
- (2) 自己研鑽に励み、リハビリの充実をはかる。
- (3) リハビリ中の事故防止に努める。
- (4) 発達障害児支援の拡充について、潜在ニーズ等の把握、支援内容の充実などに取り組む。(新)

- (1) 今年度のリハビリ実施数は前年と比較し2,421単位の増加となりました。退職や病休者の発生がなく、育休・時短制度を活用することで安定した人員を確保できたことが増加の要因と考えられます。今後も引き続き人員確保に努め、円滑なリハビリ実施に取り組んでまいります。
- (2) 県土会主催の小児構音勉強会、ボバース症例検討会、学会、LDセンター主催のオンデマンド研修、ICT研修等に、延べ11名の職員が自主的に参加し、自己研鑽に努めました。また、ボバース8週間講習にPT1名を派遣し、その後10回の伝達講習を実施することで、リハビリ全体として技術向上に取り組みました。今後もリハビリの質の向上に努めてまいります。

- (3) 大型リハビリ遊具の設置に伴い、毎月事故防止に関する検討会を実施しました。その結果、現時点において大型リハビリ遊具による事故件数は0件となっており、安全に運用できております。なお、その他の事故については、昨年と同様に4件（チューブ抜去、噛み付き、転倒）が発生しており、各事故に対して適切な対策を講じました。引き続き事故防止に努め、安全なリハビリ環境の維持に努めてまいります。
- (4) 発達障害児支援については、JA高知病院との連携を継続し、検査協力を実施しました。加えて、療育訪問支援の一環として、要望のあった近隣の小学校2校へセラピストを派遣しました。今後も地域と連携し、潜在的な支援ニーズの把握に努め、支援内容の充実に向けた取り組みを推進してまいります。

実施状況

		理学療法士(5名)	作業療法士(2名)	言語聴覚士(3名)	算定
入所系	1病棟	1,492 単位	642 単位	386 単位	不可
	3病棟	2,023 単位	735 単位	1,627 単位	
	①計	3,515 単位	1,377 単位	2,013 単位	
	2病棟	5,576 単位	1,454 単位	2,358 単位	可能
	②計	5,576 単位	1,454 単位	2,358 単位	
外来系	一般	1,429 単位	1,345 単位	1,384 単位	可能
	通所	2,510 単位	435 単位	521 単位	
	発達	458 単位	1,293 単位	2,411 単位	
	③計	4,397 単位	3,073 単位	4,316 単位	
小計(②+③)		9,973 単位	4,527 単位	6,674 単位	
平均(1人当/日)		9.07 単位	9.23 単位	9.31 単位	
合計(①+②+③)		13,488 単位	5,904 単位	8,687 単位	
平均(1人当/日)		12.57 単位	12.27 単位	12.25 単位	

【幡多希望の家医療福祉センター】

- (1) 施設・在宅利用者に対して、豊かな生活が送れるよう、それぞれの専門性を活かしたリハビリテーションの提供を行う。(継続)
- ① 障害特性を理解し、課題分析からリハビリプログラムを立案し実施する。
 - ② 施設利用者及び在宅利用者の日常生活動作や環境面を把握し、関連部署と連携をとり、最善の対応策を検討していく。
 - ③ 研修会等には積極的に参加し、職員各自の意識を高め自己研鑽に努める。

・今年度の業務においては、コロナ感染症やインフルエンザ感染症の蔓延があり、短期間の病棟スタッフの担当制などの制限はあったものの、リハビリ実施状況への大きな影響はありませんでした。

スタッフについても4月より、育児休暇スタッフが1名（PT：現在時短勤務）復職し、4名体制になり、入所及び外来、訪問事業の充実が図れるようになってきました。

・施設内での情報共有は、ケース会等を通じて継続して行っています。また、外部の関連機関とのケース会も対面型で実施できて、情報共有もスムーズに行っています。

・保育園や学校訪問についても、感染状況などの影響も少なくなり、訪問日程を調整し、問題なく実施できています。

・研修については地域性からも、Web研修が移動時間も少なく効率よく参加できることもあり、引き続きWeb研修を主体として自己研鑽に努めています。

・入所利用者、外来診療のリハに支障が生じないよう、外部の協力要請に対応してまいります。

実施状況

		理学療法士(2名)		作業療法士(2名)		算定
入所	病棟 (特殊疾患病棟入院料Ⅰ)	2,196	単位	2,099	単位	不可
	①計	2,196	単位	2,099	単位	
外来	一般	226	単位	369	単位	可能
	通所	808	単位	1,420	単位	
	発達	0	単位	363	単位	
	②計	1,034	単位	2,152	単位	
合計(①+②)		3,230	単位	4,251	単位	/
平均(1人当/日)		7.05	単位	8.61	単位	

※外来の単位数には、下記の※1～3は含んでいません。

<年間リハビリ実績集計数>

	入所 単位/点数	外来 単位/点数	合計 単位/点数
障害児リハ(6歳未満)	418/94,050	624/140,400	1,042/234,450
〃(6歳～18歳未満)	0/0	1,124/219,180	1,124/219,180
〃(18歳以上)	3,877/600,935	1,438/222,890	5,315/823,825
※1 発達及び知能 (容易)	0/0	1件/80	1件/80
※2 発達及び知能 (複雑)	0/0	4件/1,120	4件/1,120
※3 発達及び知能 (極複雑)	0/0	3件/1,350	3件/1,350
合計	4,295/694,985	3,194/585,020	7,489/1,280,005

*入所単位数については、医療入院や日中一時支援利用者も含めています。

*外来単位数については、通所支援事業におけるリハビリ実施者も含めています。

検査科

【土佐希望の家 医療福祉センター】

- (1) 検査精度の向上に努める。
- (2) 専門的知識を深めるよう努める。

(1) 検査機器の適切なメンテナンス及び再現性の確認を目的とした内部精度管理を継続的に実施しました。さらに、日本臨床検査技師会および高知県臨床検査技師会が主催する外部精度管理調査の受検、並びに試薬メーカー2社が主催するサーベイに参加し、検査の正確性向上に努めました。

今後も、検査データの精度維持とさらなる向上に努めてまいります。

(2) 専門性の向上を目的として、各種研修会や会報誌を活用し、最新の知識・技術の習得に努めました。

2024年度高知県臨床検査技師会主催の精度管理調査に関する研修へも参加し、専門分野の知識を深化させ、技術の向上を図りました。今後も引き続き高い専門性を維持し、質の高い医療の提供に努めてまいります。

■ 実施状況（実績） / 月平均

主な検査	1病棟	2病棟	3病棟	外来・通所
血液学的検査（CBC）	9.83 件	38.33 件	16.33 件	5.83 件
血液学的検査（血球分類・機械）	2.33 件	35.92 件	16.17 件	3.33 件
血液学的検査（血球分類・目視）	7.42 件	2.42 件	0.08 件	0.00 件
網状赤血球	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
感染・炎症マーカー（CRP）	1.92 件	25.17 件	15.33 件	0.83 件
生化学的検査 ※1	149.25 件	404.17 件	211.67 件	62.50 件
一般検査（定性）	0.92 件	9.00 件	6.00 件	6.17 件
一般検査（尿沈渣）	0.67 件	8.50 件	5.83 件	0.50 件
便中ヘモグロビン及びトランスフェリン	1.25 件	4.00 件	3.17 件	0.33 件
薬物検査（抗てんかん・施設内）	3.25 件	10.92 件	5.08 件	1.50 件
免疫学的検査（ウイルス抗原・ウイルス抗体・細胞抗体）	11.58 件	15.33 件	14.58 件	12.92 件
塗抹鏡検 ※2	0.92 件	1.17 件	0.08 件	0.00 件
外注	26.25 件	39.17 件	35.75 件	11.17 件
細菌検査	0.08 件	3.17 件	1.33 件	0.00 件
病理（細胞診）	0.00 件	0.00 件	0.17 件	0.00 件
血ガス	0.00 件	0.25 件	0.00 件	0.00 件
12誘導心電図検査	4.08 件	5.33 件	5.42 件	3.08 件
ホルター型心電図検査	0.00 件	1.08 件	0.17 件	0.00 件
脳波検査	1.50 件	3.50 件	2.00 件	1.08 件
超音波検査	0.00 件	0.25 件	1.42 件	0.00 件
感染レポート作成	週報：1回/週 月報：1回/月			
精度管理	内部	毎日（月～金）		
	外部	県内：1回/年 全国：1回/年 メーカーサーベイ：1回/年 血液1回/月		

※注1、生化学1項目を1件でカウント記載。H-FABPも生化学項目としてカウントしています。

※注2、塗抹鏡検（真菌検査）を記載

■ 新型コロナウイルス検査実施状況（上半期）

新型コロナウイルス検査	入所系		在宅系	計
	利用者	職員	(通/短/外)	
検査（NEAR法）	0 件	0 件	0 件	0 件
検査（IC法）	335 件	63 件	35 件	433 件

【幡多希望の家医療福祉センター】

(1) 安全な業務体制に努める。

マニュアル遵守を徹底し、常に業務改善に取り組む。

(2) 検査技術の向上を図る。

知識の確認や知見を得るために各種研修会に参加する。

- ・マニュアル遵守に努め、必要に応じて業務の改善に取り組みました。
- ・高知県臨床検査技師会及び機器メーカー主催の外部精度管理調査に参加し、検査結果精度の維持・向上を図りました。
- ・高知県臨床検査技師会（幡多地区研究班）などの研修会に参加し、質の向上に努めました。

実施状況

項目		件数	項目		件数
検体検査	CBC	780	生体機能	血液ガス	25
	血液像	590		心電図	144
	網状赤血球	585		脳波	1
	CRP	586		聴力	133
	生化学	4325	外部委託	生化学等	3403
	感染症(迅速)	195		薬物濃度	138
	尿定性	542		細菌培養	68
	尿沈渣	340		検便	105
	便潜血	147		細胞診・病理	7
	真菌鏡検	60		レジオネラ(浴槽水)	2

栄養科・給食科

【土佐希望の家 医療福祉センター】

- (1) 人材育成方法について見直しを行い、安定的な人材確保を図り、直営調理の維持・向上に努める。
- (2) 「報連相」を徹底し、個々の作業スピードと正確性の向上を図る。

- (1) 今年度の期間中、家庭の事情による退職及び病休者の発生により、人員の安定確保には至りませんでした。しかしながら、経験年数2年未満の職員同士での勤務編成が可能となり、業務への定着が進みました。今後も引き続き、安定的な人材確保に努め、業務の円滑な遂行を図ってまいります。
- (2) 毎朝申し送りを実施し、業務内容の変更等の把握に努めました。また、作業工程のマニュアルを作成することで、各職員の作業内容の正確性を向上させました。個々の業務について定着が進む中、次の段階として「周囲を見て適切に対応する力」の向上を目的に、スキルアップを図ってまいります。

実施状況(1日当たり平均)

	入所	短期入所	通所	学校
普通食	136 食	3.5 食	7.5 食	1 食
粥食	78.7 食	0.9 食	1.8 食	1 食
特別食	36.8 食	食	食	食
経管栄養	107.5 食	食	食	食
その他	食	食	食	食
計	359 食	4.4 食	9.3 食	2 食

※年間の平均値(小数点第2位を四捨五入)を記載

※入所系における経管栄養児者については、薬価基準対応者は除いて記載

【幡多希望の家医療福祉センター】

- (1) 栄養士業務・厨房業務が滞りなく行えるよう環境等を整備する。
 - ① 簡易に使用できる食品、食材の使用、調理法や調理器具の導入等、今まで取り入れたことのない方法も積極的に取り入れ、新たに業務の見直しを行う。
 - ② 業務の妨げとならないよう、環境の整備を行う。(整理・整頓・清掃・清潔・習慣化)
 - ③ 「報告・連絡・相談」の徹底と、栄養科内で認識の相違がないよう、情報の共有も徹底する。
- (2) 他職種との連携強化
 - ① 病棟利用者ケース会、各種委員会出席により、他職種と情報共有、意見交換を行い、入所者の方に最適

な食事・栄養管理が提供できるよう努める。その他でもミールラウンドの再開や防災訓練等にも参加し、職員間の関係強化、協力体制の強化、知識の習得に繋げる。

(1) 食材や調理法の工夫により、業務負担を少しでも軽減することができました。今後も、様々な食材・調理法・調理器具など、取り入れられる範囲で導入を検討していきます。

作業環境においても、業務が効率よく行えるよう、器具・食器等の配置を見直し、作業動線がスムーズにとれるようになりました。

「報告・連絡・相談」は、日常的に行っていますが、何か決定した事項について、栄養科内で情報の共有がうまく出来ていません。通常業務内で全員が揃って話し合える場がない為、今後はそのような会の場を設け、全員が共通認識を持ち、業務が行えるよう取り組んでまいります。

(2) 各種委員会活動に参加することで、他職種と話し合う機会が増え、相談しやすい関係性を築くことができました。ミールラウンドの再開、防災訓練への積極的参加等、今まで以上に他職種との関りが増え、協力体制の強化・防災意識の向上に繋げることができました。

	入所	短期入所	通所
普通食	37.5 食	0.9 食	4.5 食
粥食	39.6 食	1.0 食	1.9 食
特別食	9.0 食	0.0 食	0.0 食
経管栄養	51.8 食	0.0 食	0.0 食
その他	2.2 食	0.0 食	0.0 食
計	140.1 食	1.9 食	6.4 食

※年間の平均値（小数点第2位を四捨五入）を記載

2-4 看護生活支援部

全 体（両拠点区分共通）

- (1) 両拠点区分に共通する業務やケア体制の統一化に向け、情報交換や共有化に取り組む。
- (2) 令和6年度の報酬改訂に伴う看護・生活支援に必要な基準に対し、適正かつ円滑な運用を図る。

【土佐・幡多（共通）】

(1) 日常的に両拠点間における連絡体制の強化や情報の共有を図り、業務やケア体制の統一に取り組みました。また、職員の新型コロナ罹患対応として、療養期間を国が示す5日間に変更し、業務上の取扱い（労災申請可能）を含めて、統一化を図りました。

また、5月から9月に実施した、両拠点の役職者交流を通じ、自らの職責に必要な知識を深めることができました。今後も両拠点間の情報の共有、ケアの統一化等を図り、適切な業務遂行に努めてまいります。

(2) 令和6年度の制度改正に伴い、看護・生活支援等の現場のサービス提供に関し、必要な情報の収集に努め、適切な運用に努めました。

特に感染症発生時の対応を含む業務継続計画（感染症に対するBCPを含め）や意思決定支援、虐待防止、身体拘束の取扱い等の減算要件（新設又は見直し）については、各委員会等を通じて共有し、円滑かつ適正な運用に努めました。

今後も、各部門に関する制度改定については、適正かつ適切な対応に努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 看護生活支援部（全 体）

- (1) 笑顔をユニフォームに、利用者の生命や尊厳、人権を尊重し、安全で安心なケアに取り組む。
- (2) 専門職として、個々の責任と役割が遂行できる人材の育成・確保に努める。
- (3) 継続して感染防止対策の徹底を図ると共に、感染症発生時は適正かつ迅速な対応を行う。

- (1) 医療的ケアを必要とする入所者の増加に対応するとともに、重症化傾向にある利用者への適切な対応に努めてきました。
- また、新型コロナウイルス感染症による活動制限が緩和される中、外出や楽しみを伴う食事、ボランティアや家族も参加した希望の家祭など、療育活動の拡充にも取り組んできました。
- しかし、予測困難な利用者の重篤化に対する医療的ケアや、下半期に発生した不適切な身体拘束による障害者虐待など、新たな課題もありました。
- こうした課題に対しては、日々の仕事を通じた教育・訓練、集合研修への参加、病棟の業務改善などを通じて改善を図り、利用者の皆さんが安心できる環境の整備、生命・尊厳・人権を尊重したケアに努めてまいります。
- (2) 施設基準に必要な研修の看護生活全体の参加率は69.6%と、目安の5割は達成できました。
- 任意研修は、職員への周知不足により低調で、今後人事評価の面談等を通じて、職員の自己研鑽を促してまいります。
- 新卒及び中途採用職員には、今年度から、早い段階で2日間集中的に研修を行い、職能に伴う心構えや重症心身障害児者の支援に必要な内容を、確実に受講できるよう取り組みました。
- 病棟クラスターなどで多少の遅れは生じましたが、新卒及び中途採用職員は、ほぼ予定通り夜勤を含む業務遂行につなげることができました。
- (3) 本年度は新型コロナウイルス感染症のクラスターが4件発生し、入所者の陽性数は、前年の13名から97名へと大幅に増加しました。
- このため、感染対策を適切かつ迅速に実施し、必要時には、感染対策チームのラウンドにより対策を見直すことで、大きな混乱は発生していません。しかし、2病棟の感染者に重症化が見られ、酸素投与や呼吸器使用に至った事例がありました。治療薬の開発やウイルスの弱毒化が進んでいるものの、重度障害者の感染リスクの高さと重症化を再認識させられた一年となりました。
- 今後も最新の感染症対策の動向に留意し、院内感染委員会で継続的に協議・検討を行い、迅速かつ適切な対応を徹底してまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 看護課 (共通)

- (1) 利用者の視点を踏まえ、重症度に応じた適切な医療的ケアを提供し、利用者のQOL向上を目指す。
- (2) e-ラーニング等の研修を活用し、看護師一人一人の看護実践能力の向上を目指す。
- (3) 継続して感染防止対策の徹底を図り、感染症発生時は感染拡大を最小限に抑える。

- (1) 入所者の医療的ケアの延べ項目数は、前年より1.6項目増加しました。病棟別の割合をみると、2病棟が91%と、前年より6.3%増加、一方、1・3病棟ではそれぞれ約3%減少しています。
- これは重症者のご逝去や2病棟への転棟によるものと考えられます。2病棟では入所者の重症化が進行しており、より高度な医療的ケアの必要性が高まっています。
- また、超・準重症児者数は前年より4.1人増加し、特に人工呼吸器を使用する入所者が1.2人増加、気管切開を必要とする入所者が2.1人増加するなど、呼吸管理を要する重症化の傾向が見られます。
- 加えて、CV管理の必要性が高まり、1病棟でも対応したケースがみられました。これらの状況を踏まえ、2病棟だけでなく全病棟において、利用者の重症化に対応できる看護師のスキルアップが急務と考えられます。
- 入所利用者の12名の方がご逝去され、前年より8名増加しました。老衰や脳出血、心不全など、例年と同様の事例のほか、新型コロナ感染症罹患を契機とした原疾患の悪化に伴うものや、誤嚥性肺炎の増悪によるものなど、急変の予測が困難なケースも見受けられました。
- 今後、全身機能低下のアセスメントを強化し、早期発見に向けた観察と積極的なケア介入の能力向上が必要と考えます。高齢化に伴い、がんによるご逝去も2名ありました。
- 小児期や成人期の医療的ケアだけでなく、今後は高齢期にある利用者への医療的ケアについてもスキルアップが必要と考えられます。
- 引き続き、重症度や年齢に応じた適切な医療的ケアの提供とQOL向上に努めてまいります。

(2) 本年度の義務研修参加率は80.2%となり、昨年度より19%増加しました。

これは、特にe-ラーニング受講による増と考えられますが、昨年度同様の病棟もあり、病棟間で差が生じています。

今後は、人事評価と連携し、e-ラーニング等の研修の活用を促し、より効果的な自己研鑽の機会を提供することで、看護師一人ひとりの看護実践能力の向上を目指してまいります。

(3) 本年度も新型コロナウイルス感染症のクラスターにより、入所者の陽性は97名となり、前年の13名から大幅に増加しました。特に2病棟では感染者の重症化が顕著で、クラスター期間中に6名が重症化し、1名が原疾患の悪化によりご逝去されました。

新型コロナワクチンの接種は、利用者の接種率は80.8%で前年と同水準でしたが、病棟職員の接種率が29%と、前年より7.5%低下しました。

今年度よりワクチン費用を施設負担とし、センター長や所属長より接種を呼びかけましたが、接種率の向上にはなっていません。背景として、罹患歴を持つ職員の増加や副作用への懸念が根強く影響していると考えられます。ワクチン接種は、公費から自己負担となり、県全体の接種率も低下していることから、市中感染による施設内クラスターが今後も懸念されます。

感染症対策について、最新の動向を注視しながら院内感染委員会等で継続的に検討を行うとともに、感染防止対策を徹底し、感染発症時の影響を最小限に抑えられるように努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 1病棟 看護

- (1) 身体機能の変化や強度行動障害等の利用者特性に応じた看護ケアを提供し、利用者のQOL向上に努める。
- (2) e-ラーニング等の研修に参加し、看護実践能力の向上に努める。
- (3) 感染防止対策の徹底を図り、感染症発生時は感染拡大を最小限に抑える。

(1) 本年度の経管栄養者や排痰補助装置などの医療的ケアを要する利用者数は7名でしたが、9月に2病棟へ2名移棟しました。利用者の高齢化に伴い、重症化するケースが増加し、男性1名、女性2名の看取りがありました。事故報告では、アクシデントとして骨折が2件ありました。

1件目は左大腿骨遠位端骨折で、更衣時の介助動作が原因と推測され、肢位保持に関する正しいケア方法の習得を促し、骨折予防に努めています。

2件目は左上腕骨近位端骨折で、発作等何らかの原因でサークルベッドの柵の間に上肢が挟まれ、捻じたのではないかと推測されたので、環境調整によりリスク軽減を図りました。

骨接合術のOPを施行し、術後経過は良好でした。

引き続き、利用者特性に応じた事故防止対策に努めてまいります。

(2) 本年度、e-ラーニング視聴含めた義務研修参加率は97%とほぼ全員が受講しており、外部研修への参加は前年度より1名増加して8名となりました。

来年度も継続して研修参加を促し、e-ラーニングを活用した自己研鑽の機会を提供し、看護実践能力のさらなる向上に努めてまいります。

(3) 本年度、新型コロナウイルス感染症の陽性者数は26名で、3回の病棟閉鎖がありました。

最初の病棟閉鎖では1名の陽性者のみで収束しましたが、2回目の病棟閉鎖では利用者21名、職員8名が、3回目は、利用者4名、職員6名が、それぞれ陽性となりました。

利用者はコロナ治療薬の内服により、重症化を防ぎましたが、男性1名はコロナ感染前から持病の重篤化があり、感染後7日目に逝去されました。

今年度はインフルエンザ感染の報告はなく、引き続き感染防止対策の徹底を図り、感染拡大及び重症化を最小限に抑える取り組みを継続してまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 2病棟 看護

- (1) 準・超重症児者等の利用者特性に応じた、適切で丁寧な看護ケアの提供に努める。
- (2) 研修参加や実践を通じた学習で自己研鑽を重ね、看護実践能力の向上に努める。

(3) 感染防止対策の徹底を図り、感染症発症時には感染拡大を最小限に抑える。

(1) 加齢に伴う利用者の重症化が顕著となり、超重症児者は11.83名(前年より2.5名増加)、重症児者の比率は59.66%(前年より8.54%増)と、大幅な増加が確認されました。

また、肺炎の増悪に伴う呼吸不全等により8名の利用者が逝去されました(前年より4名増加)。

施設内での逝去例は5名あり、うち1名は予期せぬ急変によるもの、4名は看取り対応を実施しました。いずれの事例においても、最後まで丁寧な看護ケアを行いました。

今後も、重症化に伴い増加する医療依存度に対応し、個々の利用者状況に応じた適切な看護ケアの提供に努めてまいります。

(2) 義務研修の参加率は53.9%(前年より2.6%増加)でした。一部の職員において勤務配慮が不十分で、研修への参加機会が限られていたため、次年度に向けては、勤務配慮の均等化を図り、参加率の向上に努めてまいります。自主視聴のラダー別研修については、進捗が不十分であり、次年度も引き続き研修の啓発をする必要があります。

病棟内研修については、新人看護師研修と連携して行い、1回あたり7~8名の職員が参加しました。参加者は自己研鑽や実践能力の向上を意識しながら研修に取り組んでおり、今後もこのような研修を継続的に実施し、看護実践能力の向上に努めてまいります。

(3) 新型コロナウイルス感染症に利用者37名(4月3名、7月26名、2月8名)、職員20名が罹患しました。また、利用者1名が同時にインフルエンザB型にも罹患しました。

7月には、新型コロナウイルスクラスター(利用者25名、職員16名)が発生し、8日間で西棟利用者全員に感染が拡大したことから、感染防止対策の不備が明らかとなりました。

なお、感染を契機とした持病の重篤化により、利用者1名が逝去されました。

この事案は、医療棟における感染防止対策の重要性と責任を再認識する契機となりました。

改めて着実な標準予防策及び感染経路別予防策の強化・徹底を図り、感染症の発症及び感染拡大を最小限に抑えるための対策に取り組んでまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 3病棟 看護

(1) 利用者のニーズを考慮し、状態変化に応じた適切な看護ケアを提供するなど、QOLの向上に努める。

(2) 専門職としての役割を果たせるように、研修等を活用して看護実践能力の向上に努める。

(3) 継続して感染防止対策の徹底を図り、感染症発生時は感染拡大及び健康被害を最小限に抑える。

(1) 重症化に伴い1名が2病棟へ転棟し、新規入所者の病棟編成に伴い1名が1病棟へ転棟しました。

新規入所者は、約3年前まで3病棟に入所していた方で、ご本人の希望により帰設を希望され、他施設からの再入所となりました。退所者は、末期がんによるご逝去(1名)です。

3病棟利用者の平均年齢は50.7歳で、60歳以上が全体の39%を占めており、今後も人生の最終段階を迎える利用者が増加すると見込まれます。利用者の希望を尊重し、QOL向上に向けた職員間の情報共有を徹底し、最良の看護ケアが適切に提供されるよう努めてまいります。

(2) 上半期における義務研修の参加率は26.8%でしたが、研修への参加促進を強化したことに加え、勤務の都合上参加が困難な職員に対して、個別視聴を推奨した結果、受講率が91.6%まで向上しました。

今後は外部研修への参加機会を増やすとともに、院内研修及びe-ラーニングの活用を進め、職員の自己研鑽を促進し、看護実践能力の向上に努めてまいります。

(3) 7月及び8月の夏季に新型コロナのクラスターが2回(利用者26名、職員12名)発生し、12月末から1月の冬季には、インフルエンザA型のクラスター(利用者26名、職員14名)が発生しました。

多数の利用者が罹患しましたが、迅速かつ適切な対応を行ったことで、酸素投与を要する重症者は発生しませんでした。今後も標準予防策を遵守し、感染防止対策の強化・徹底を図るとともに、感染拡大及び重症化を最小限に抑え、早期の終息に向けた取り組みを継続してまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 外来看護

- (1) 在宅利用者のQOL向上に繋がるよう、外来業務を通じて他職種・他機関との連携に努める。
- (2) e-ラーニング等で自己学習に努め、スムーズな診察やインテークに繋げる。
- (3) 感染防止対策を継続し、検査や診察時の感染拡大ゼロを目指す。

(1) 外来利用者個々の特性を把握するため、情報収集に努めました。利用者及びご家族等からの訴えがあった場合には、医師、リハビリ、薬局、相談部門等と連携し、迅速な対応を行うことで、不安の軽減及び疑問の解消に努めました。

また、電話での問い合わせに対しても適切に対応し、必要に応じて報告や調整を実施しました。

発達外来においては、利用者が安全に受診できるよう環境整備を徹底し、事故なく診療が実施できました。今後も、他職種・他部署との連携を強化し、必要に応じて外部機関とも調整を行い、円滑な外来運営を推進してまいります。

(2) 義務研修の参加率は100%となりました。発達障害の利用者への対応方法に関する書籍を活用した学習を実施し、さらに、9月28日にJA病院で開催された発達障害に関する勉強会へ参加することで、自己研鑽に努めました。

今後も利用者への理解を深め、診察等が安全かつ円滑に実施できるよう、継続的に研修・学習を進めてまいります。

(3) 外来診察終了後には、診察室、待合室、スリッパ入れ等のアルコール清拭を実施しました。新型コロナウイルス及びインフルエンザの抗原検査を実施する際には、感染防止対策を厳守し、これにより外来での感染発生は確認されませんでした。

今後も利用者の安心・安全を最優先とし、適切な対応及び感染防止対策を徹底してまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 生活支援課 (共通)

- (1) 不適切なケアをなくし、笑顔を引き出す豊かな暮らしに向け取り組む。
- (2) e-ラーニングや外部研修等を通じ、チームでの利用者支援に取り組む。

(1) 本年度において、虐待防止委員会および「いいケアしよう委員会」を通じて、不適切なケアに関する具体的な事例を各病棟で意見交換し、有識者のアドバイスを基に再度議論、実践、検討を行い、PDCAサイクルを意識した改善に取り組みました。

上半期には主に2つの事例について検討し、下半期には正当な理由なく身体拘束を行った事案について支給決定市へ通報しました。

聞き取り調査の結果、「障害者虐待」と認定され、背景を含めた今後の具体的な取り組みについて協議し、県と支給決定市に改善報告書を提出しました。

加えて、虐待防止研修を実施し、研修後に感想の提出を求めることで、職員が日々の支援を振り返り、気づきを得る機会を設けました。

今後も改善報告の実践を通じて、具体的な取り組みを進め、再発防止に努めてまいります。

利用者の笑顔を引き出す豊かな暮らしの実現と日中活動の充実に向け、各病棟において日課の見直しや業務改善を検討しました。

コロナ感染症の影響による病棟閉鎖や改修工事などの制約、さらには猛暑による散歩や屋外活動の困難さなど、十分な取り組みができない状況が続きましたが、外出や楽しみを伴う食事、全体行事等の制限が緩和される中で、利用者の笑顔を数多く見ることができました。

また、家族との面会は利用者にとって大きな喜びであり、個人外出や外泊の機会が増えたことで、利用者・職員・ご家族との関係性が、コロナ前に回復しつつあることを実感しております。

一方で、利用者及びご家族が年齢を重ねるにつれ、身体的状態や家庭環境の変化も見受けられるため、ニーズの再確認とアセスメントの充実を図り、笑顔ある暮らしの支援を進めてまいります。

今後も利用者の尊厳を尊重し、安全で安心なケアの提供とより良い支援に努めてまいります。

(2) 施設基準に必要な研修を予定どおり実施するとともに、研修時間の工夫等を通じて、実施件数は昨年の393件から101件増加しました。

任意研修は、職員への周知が十分でなかったため、受講率は低調となりました。今後は、職員が積極的に自己研鑽に取り組むよう、啓蒙・啓発に努めてまいります。

外部研修は、研修内容が具体的な実践に繋がるよう計画しました。例年通り、虐待防止研修及び苦情に関する研修は担当者が受講し、また、県や社会福祉協議会が主催する新卒者向けの新人研修には3名が参加しました。

参加者からは、他施設の職員との交流や意見交換会により刺激を受けた、との報告がありました。

さらに、四国重心研究会においては2例、療育学会においては1例、日中活動支援協議会においては1例の実践報告を行いました。外部研修後には、グループ会や病棟会等において簡易な報告会を行い、各病棟において情報を共有する工夫を行いました。

これらの活動を通じて、得られた学びや情報を共有し、チームとして実践に繋げる取り組みを継続してまいります

土佐希望の家 医療福祉センター 1病棟 生活支援

(1) 標語などの実践でいいケアを目指すとともに、業務改善を通じて利用者の笑顔ある生活に繋げる。

(2) eラーニングや外部研修での学び、利用者支援に関する悩みの共有等で、より良い利用者支援に取り組む。

(1) 病棟標語「利用者に接する時は声掛けをしましょう」を詰所内に掲示し、0の付く日に職員間で共有する取り組みを行いました。利用者の気持ちに寄り添い、より良いケアの実践を意識した声掛けを徹底することで、支援の質の向上に努めました。

また、浴槽から出ることを拒否する利用者に対し、「栓を抜いてしまう」という不適切な事案について、「いいケアしようプロジェクト」、「虐待防止委員会」へ報告するとともに、グループ会、病棟会で話し合いの場を設け、関係職員間で統一した支援方法を検討し、実践した結果、利用者が気持ちよく入浴できる環境を整えることができました。

さらに、朝の排泄時間の見直しを行うことで、朝の会への参加を促進し、利用者の笑顔を引き出すことができている。今後も全体的な業務の改善に努めるとともに、日中活動の充実を図り、利用者が安心して過ごせる環境づくりを推進してまいります。

(2) 義務研修については、当日の勤務者の参加が確保され、予定どおり実施しました。一方、任意研修についてはレベル別の視聴を促したものの、参加率は69.1%にとどまりました。職員による積極的な受講を促進するため、研修の周知方法を改善してまいります。

利用者支援に関する職員間の課題の共有を目的として、病棟会を計10回開催し、食事・水分の介助方法など、支援に関する悩みについて話し合いの場を設けました。

職員同士で悩みを共有することで、支援に対する新たな気づき生まれ、チーム支援の強化につながっています。

また、対応が困難とされる利用者への支援については、昨年度に引き続き、外部有識者との会議を3回行いました。

利用者の要求に対する対応が、職員間で異なることが、利用者の混乱を招いている、という状況が確認され、統一した支援体制の必要性が再認識されました。

そのため、利用者が視覚的に理解しやすいように、写真付き日課表を作成し、保護者との共有を図るとともに、職員間での統一した支援により、改善に向けた変化が見られています。

外部有識者からの「職員が変われば、利用者も変わる」という助言を念頭に置きながら、今後もより良い支援に努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 2病棟 生活支援

- (1) 利用者の権利・尊厳を守り、笑顔を引き出せるように個別支援計画や日中活動の充実を図る。
- (2) 職員のコミュニケーションや情報伝達の向上を図るため、研修の充実等による人材の育成に努める。

(1) 本年度「いいケアしようプロジェクト」より、排泄介助中の様子がカーテンの隙間から見えている指摘を受け、利用者のプライバシー保護のため、カーテンや入浴時のついたての使用に関して、見直し・整備を行いました。

また、2024年度の標語「関わりは気持ちの良い声掛けから。利用者に寄り添った医療ケア・介護の提供を」に基づき、職員間のコミュニケーションのあり方について検討を行いました。

職員間での不適切なコミュニケーションが、利用者の前で行われた事例が確認されたため、該当職員に個人指導を行うとともに、病棟会を通じて、利用者への影響を考慮した適切なコミュニケーションについて話し合いを行いました。

外出や日中活動の総数については、昨年度と比較し減少傾向にあるものの、利用者の状況を踏まえ、年度内における上半期と下半期の比較では、9月および1月に日課・週課の微調整を行った結果、外出を除く日中活動の増加が確認されました。

職員の病欠やコロナクラスターの発生（2回）、利用者のご逝去、入院日数の増加などの要因を考慮すると、昨年度11月から実施している業務の見直し、日課・週課の変更の効果が表れていると評価できます。毎月の生活支援会において個別支援計画の実施状況を確認し、今後も状況に応じて継続的に見直しを行ってまいります。

また、季節の行事や希望の家祭、ロードレース等のイベントについては、看護・リハビリスタッフ、保護者の協力を得ながら、楽しく実施することができました。

今後も多職種間での連携を強化し、利用者の日中活動を支える体制を構築してまいります。

レスピレーター着装者に対する散歩や活動の提供については、昨年度と同程度の実施状況となっており、今後の課題と認識しています。

また、利用者への活動提供については、複数職員での実施から、個別対応へと移行するケースが増えており、重症化の進行に伴い、今後さらに増加することが予想されます。

職員間で情報を共有し、利用者に満足いただける活動を提供するため、量と質の担保が今後の課題であると考えています。

(2) 新規入職者2名に対し、1ヶ月、3ヶ月目に個人面談を実施し、順調に業務を進めていましたが、うち1名が体調を崩し復職に至っていない状況です。

職員間の不適切なコミュニケーションについては、職員および実習生からの指摘を受け、該当する職員に対して注意喚起と指導を行いました。

職員の精神状態やストレスを早期に察知するためには、日々の声掛けに加え、定期的な面談が必要であると認識しており、来年度より人事評価の個人面談を活用して計画的に取り組んでまいります。

外部研修の報告は、生活支援会において簡潔に実施し、学んだ内容を行事等で活用することができました。今後も具体的な実践に繋がられるよう機会を設け、職員の学びを促進してまいります。

義務研修については、勤務者の参加は確保されているものの偏りが見られ、視聴の呼びかけを行っても参加率の向上には至りませんでした。

そのため、各自での視聴を促すとともに、研修日以外の視聴機会を計画的に設定し、100%の参加率を目指してまいります。

今後も利用者の満足度向上を目指し、業務改善および職員間の協力体制の強化に努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 3病棟 生活支援

- (1) 課題解決に向けた職員面談を通していいケアに繋がるとともに、季節の行事等を計画的に実施し日中活動の充実を図る。
- (2) 各種研修内容を職員間で共有し、支援会議やグループ会を通じて利用者特性の理解に努める。

(1) 本年度、新人指導、病棟業務、利用者ケアに関する課題に対し、職員面談を実施しました。面談は複数回実施した職員もいましたが、下半期が少なく、年間の実施状況は29名中17名と半数程度にとどまりました。面談に限らず、日常的に個別に話し合うことで、職員の指導・育成に努めました。

新人指導については、進捗状況を確認しながら適切な育成に努め、利用者ケアについては、言葉掛け、居室配置の見直し、昼夜逆転の利用者への対応など、困難事例に関する課題を抽出し、各種会議へとつなげ、継続的に改善に取り組みました。

特に、実習生から指摘のあった利用者への言葉掛けについては、各グループ会や病棟会で意見を交わし、利用者支援の統一化の必要性を再認識するとともに、注意できる環境づくりの重要性を共有しました。今後は定期面談の実施を徹底し、課題解決に向けて具体的な取り組みを強化してまいります

日中活動については、計画立案をしましたが、病棟閉鎖が複数回発生したため、全体的な活動は前年より減少しました。しかし、業務の見直しを図る中で、散歩に重点を置いた活動を推進し、1日平均2.1人から3.2人へと増加させることができました。

今後も計画的な立案により、利用者の生活の充実、活動の維持に向けて、時間の有効活用にも努めてまいります。

(2) 支援会議やグループ会においては、利用者ケアに関する協議を重ね、ケアの質の向上に努めてまいりました。

虐待防止・権利擁護に関する研修内容については、各グループ会で報告を行い、情報の共有に努めました。

また、意思決定に関する研修は、支援会議や*ACP（アドバンス・ケア・プランニング）において活用し、利用者特性を考慮した計画の作成及び支援の向上に反映させました。

今後も積極的な研修参加を促し、多くの情報を共有することで、利用者特性の理解を深め、より適切なケアの提供に努めてまいります。

※ACP：将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、そのご家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組みのことです。

幡多希望の家 医療福祉センター 看護科

(1) 利用者の安全確保

- ① 医療事故を未然に防止するために、インシデント報告を活用しながら、利用者ごとのカンファレンスを行い、看護職員として意見が言い合える環境づくりを行う。
- ② 入所者及び短期入所利用者の身体的変化を把握し、多職種を交えた入所前及び利用前カンファレンスを行い、安心安全な生活を心掛ける。
- ③ 異常の早期発見、早期治療が行えるよう援助を行う。
- ④ 異常発生時には的確に必要な対応を行う。

(2) 次世代育成と人材育成

- ① 管理者研修へ参加し知識を広める。
- ② eラーニングによる自己啓発学習を推奨し、積極的に活用できるよう勧める。
- ③ 新人教育の徹底と中堅看護師の資質向上に努める。

(1) 令和6年度は、4件のアクシデント報告があり、骨折が3件、外傷により手術が必要になった報告が1件でした。

インシデント報告182件のうち、内服関連による報告書が31件と多く、薬剤取り扱いの看護手順に基づくようカンファレンスで再確認しました。

業務に追われて、集中できない環境も問題であったため、作業環境の見直しを行いました。

次年度は事故が起らない環境づくりとして、利用者ファーストな業務内容に近づけられるような改善を目指します。

また、利用者情報の交換・共有についても改善すべく検討中です。

- (2) 令和6年度は、役職者全員に対し、専門講師による虐待研修を行いました。
次年度も、外部講師による管理者研修等を計画してまいります。
eラーニングによる自己啓発学習に関しては、課題は全員終了し、自発的に視聴している状況もあります。全病棟職員に対して、病棟の風土改善に向けた取り組みを始めました。
今後は病棟会を活用し、意見の言い合える環境づくりを目的に取り組みます。

幡多希望の家 医療福祉センター 生活支援科

(1) 生活支援の充実

- ① 利用者の年齢・特性に応じた適切な支援の充実を図る。
- ② 年間を通して計画的に日中活動が出来る業務体制づくり。
- ③ 他部署と連携して計画的に日中活動が出来る体制づくり。

(2) 人材の育成

- ① eラーニングによる自己啓発を推奨し、活用できるよう努める。
- ② 中堅支援員の資質向上。新人教育の徹底。

(1) 個別支援計画に基づき、支援課として年間取り組みスケジュールを作成し、ニーズに合わせた個別の取り組み（外出・散歩・感覚統合等）・日課の取り組み計画（足浴マッサージ等）を余暇時間も活用しながら実施しました。

また、年間を通じて、行事やイベントを実施しました。

「こいのぼり作成（5月）・七夕（7月）・手作り水族館（8月）・ハロウィン（10月）・家祭（11月）・クリスマス会（12月）・作品作り・ゲーム大会・外出関連（のべ74回）

通所と連携し、1回/月程度を目安に、交流目的の行事やボッチャ、風船バレー等を実施しました。

(2) 法人全体の必須勉強会（研修会）に全員参加しました。

自己研鑽の専門的領域（ケアの受け手に合う個別的なケアの実施）のeラーニング視聴については、最終的に21名中20名の職員が、事前に指定した4項目すべて視聴しました。

1名の職員が4項目の内1項目視聴できませんでしたが、中堅職員に対しては、委員会（防災・安全・衛生）などの役割分担を明確化し、責任を持って取り組みました。

会議を通じて病棟全職員（約50名）対象に、科長からの話を通じて意識改革（理念の考え方、病棟問題点など）を行い、現場での接遇含め、実践しました。

下半期入職の新人職員2名に対しては、プリセプター制度を導入し、業務の進捗状況に対して、看護師、役職含め全員で情報共有（1回/月）し、問題解決に努め、メンタルサポートもプリセプターが積極的に実施しました。

幡多希望の家 医療福祉センター 病棟助手・家政・清掃員

(1) 利用者が安全に清潔な環境下で過ごせるような環境づくりに努める。（継続）

- ① 感染に関する情報を共有し、感染経路となりやすい場所など清潔保持に努め、感染対策を徹底する。
- ② 利用者の快適な生活環境の提供に努める。
- ③ 2か月に一度補助職員の会（総務・管理・病棟）開催により、情報共有を行い、精神的なフォロー及び指導を行う。

(1) 病棟内の環境づくりは、計画的に整理整頓を行えるよう病棟助手との体制づくりを行いました。

各部所での人員不足や災害時の応援体制をスムーズに行えるよう、体制づくりを行ってきたこともあり、コロナやインフルエンザでの病棟閉鎖時、各部所でのサポート体制もスムーズに行うことができました。

「補助職員の会」を2か月に1回開催し、補助職員の精神的なフォローアップに努めてきました。障害者就業・生活支援センター「ラポール」にも、月1回の面談で、体調面や精神的なフォローをしてもらいながら、情報交換を行い、日頃の業務も順調に行うことができました。

2-5 総務部

総務課

【土佐希望の家 医療福祉センター】

- (1) 法人本部職員（兼務）として、幡多希望の家医療福祉センターと連携して各業務の一元化に取り組む。
 - ① 人事（異動、考課等）、給与、経理の各業務の効率的なシステムの検討・導入
 - ② 各病棟の共有エリア等、利用者のプライバシーに配慮した防犯システムの検討
- (2) BCPの見直しと福祉避難所設営訓練に取り組む（継続）。
- (3) 各業務の質の向上に取り組む（継続）。
 - ① 研修受講等による各業務の質の向上とともに、委託業務に関し、可能な限り直営化に取り組む。
- (4) 新たな役職者の配置により、各担当業務の決裁ルートを見直すとともに、利用者の安全対策としての防犯強化に取り組む。（新規・充実）

- (1) ① 経理は両拠点で同じソフトを使っていますが、給与ソフトが違っているため、互換性を確認のうえ、人事ソフトの導入を考えています。具体的取り組みには至らず、引き続き、検討を重ねて*DX化に取り組んでまいります。

幡多の給与関係ソフトは、タイムカード・勤務シフト・様式9（入院病棟の看護職員の配置や勤務時間を管理するための基準）との連携ができてなく、土佐と同じシステム（タイムカード・勤務シフト・様式9が連携）を導入しました。

- ② 1病棟に11台、2病棟に8台、3病棟に9台、通所に5台、リハに4台、計37台の見守りカメラを設置するため、入札（3社）で業者選定を行い、令和7年度5月に設置予定となっています。

また、幡多も病棟に5台、通所に7台、駐車場に1台、計13台追加し、既存のカメラ7台（外部4台、廊下3台）と合わせ20台の見守りカメラの設置となりました。

※デジタル技術を活用してビジネスモデルを変革する取り組み。

- (2) 福祉避難所の設営訓練にあたり、ライフラインと備蓄品の現状把握を行うとともに、県地域福祉政策課の「福祉避難所の設置・運営に関する実務研修（前期）（後期）」に参加しました。

研修内容を持ち帰り、BCPの見直しとともに、訓練内容の具体を防災委員会で協議しましたが、具体的な訓練実施には至っていません。

また、これまで防災委員会は、他の委員会と同時に開催しており、委員会としての機能を十分果たせていないため、委員の見直しも含め、独立した委員会としました。

- (3) 委託業務の直営化は、具体的な取り組みには至っていません。4月から新たに総務会を毎月開催し、日常業務について、見直すべき事項、効率化、質の向上、などに取り組むことにしました。

- (4) 年度当初に総務主任を2名配置、うち1名が互助共済会に関する事務の一部を行い、複数のチェック機能が働くように見直しました。併せて、金庫についても、顔認証とカード認証の2段階解除の機能を有する金庫に更新、カードの保管等も総務部長以上の役職員の管理としました。

また、金庫内の現金残高は、毎日確認・記録する仕組みとしました。

こうした措置で、事案の再発防止に努めてまいります。

【幡多希望の家 医療福祉センター】

- (1) 業務の適正化・効率化を図る。（継続）
 - ① 土佐希望の家医療福祉センターと連携のもと、業務の合理化及び一元化を進める。
 - ② 職種間・部署間の連携を図り、チームとしての業務遂行に努める。
 - ③ 適正な業務配分の検討・見直しを図っていく。
- (2) 事務の体制強化を図る。（継続）
 - ① 職責に応じた役割の見直しを行い、組織体制の適正化を図る。
 - ② 専門性を高めるために、各種研修会へ積極的に参加していく。

- (1) ①通所事業所の運営については、児童発達支援センターの機能を令和6年6月より返上するなど、現状に応じた事業の見直しを行い、業務の合理化・適正化を図るとともに、発達障害児を対象とする事業所（つくしんぼ）の閉鎖にむけて取り組みました。
- ②法人本部の参加による幹部会を毎月開催、組織全体の課題、取り組みに等について、意見交換を行いながら法人としての方向性、意思疎通、周知徹底に取り組んできました。
- ③年度当初は、恒常的な残業が続き、勤続年数が長い事務職員が離職する等、職場環境も大きく変化し、一時的に請求業務を外注するなどの対応を行いました。
- 業務を再検証する中で職員配置を見直し、新たに副主任を7月に配置、新人職員2名を採用し、合併前と同じ職員数として、出張の総務課への一元化など、横断的に業務を見直した結果、外注業務は6か月後に直営化、恒常的な残業はなくなり、安定して業務を遂行できるようになりました。
- (2) ①業務上の課題については、その都度、所属長や関係者と協議を行いながら、課題の整理や改善への取り組み等について意思疎通を図れるよう、組織体制の強化に努めました。
- ②研修委員会での研修計画の企画、研修会への参加、他機関が企画する研修会の活用等、効果的・効率的な研修の実施に向けて取り組みました。

土佐希望の家 医療福祉センター 施設管理課

- (1) 洗濯業務の直営化に取り組む（継続）
- ①新たな職員が、速やかに業務を行えるよう、洗濯業務の切り出しと整理を行う。
- ②直営化にあたり、障害のある人の雇用を優先するとともに、指導的役割を担える人材の確保に取り組む。
- (2) 施設内外の環境整備に取り組む（継続）
- ①施設内外の放置物を整理し、適宜廃棄するなど、環境美化に取り組む。

- (1) ①臨時採用の施設管理職員（送迎及び施設管理が主たる業務）を、8月1日付けで正規登用し、家政業務も担当するよう配置して、洗濯業務の切り出しと整理を行い、将来的に洗濯業務の直営化を目指した取り組みを始めました。
- ②今年度当初に、特別支援学校の新卒者を1名雇用するとともに、障害者雇用職員の指導的役割を、正規登用職員が担えるように、総務部全体で取り組みを始めました。
- (2) ①環境整備員（障害者雇用職員）が、積極的に放置物を整理するとともに、乱雑になっていた防災庫に整理棚を整備して、整理・整頓に努めました。
- また、補助金を活用して購入した防災備蓄品など、物品の保管にも積極的に関わっています。

幡多希望の家 医療福祉センター 庶務課

- (1) 施設の適正な維持管理に努める。（継続）
- ① 維持管理の内容をマニュアル化し、共有化していく。
- ② 経費の削減に努めながら効率的・効果的な作業を行っていく。

- (1) ①補助職員との作業にあたっては、写真を添付した作業マニュアル等を参考に、作業内容の相互理解、効率化に努め、適切な作業の実施に努めました。
- ②諸規定に従った見積りの徴取、見積合わせ等により、経費削減に努めました。

2-6 在宅支援部

土佐希望の家 医療福祉センター 通所課

- (1) 多様化するニーズに対して柔軟な運用に取り組む。
- (2) 令和5年度以上の利用率増加を目指す。

- (1) 利用者及び保護者等、一人ひとりの生活の背景や健康状態に寄り添い、個別性のサービス提供に努め、利用日ない方の通所利用調整 (30 件)、送迎時間等の調整、ショートからの通所受け入れ (33 件)、担当者会の調整・現地参加等 (33 件)、外部機関等からのモニタリング (38 件)、外部機関等からの相談や見学等 (30 件)、長休時における児童の入浴 (6 件) 等、の対応を行ってまいりました。

今後も在宅・地域の声に柔軟かつ迅速な対応を心掛け、利用者・保護者等が安心して自分らしい生活を送れるように支援してまいります。

また、市町村や学校、地域の相談支援事業所等の担当者との検討会議や情報共有等、地域で安心して暮らせるように、支援体制の維持・向上に努めました。

今後とも、利用者確保とより一層のサービス向上に努めてまいります。

- (2) 開所日数 253 日、利用延人数は 4039 名、前年度対比では、267 名減となりました。

1 日平均利用者数 15.98 名、前年度対比では、1.1 名減となりました。

利用人数減の主な要因として、ご逝去が 1 名、施設入所が 3 名、利用予定休と突発休が 452 日/年(感染等での休みは昨年度の約 2 倍) ありました。

一方、新たに 3 名が新規利用となり、利用回数増も 4 名ありました。

広報活動・相談・見学等へ積極的に対応してきたことで、新規利用と利用回数の増はありましたが、目標としていた全体の利用者増には至りませんでした。

一日利用定員 20 人枠に対し、16 名の利用状況を踏まえ、次年度の在宅重心実態把握とともに、他事業所のサービス内容、送迎ニーズへの対応等の把握にも努め、新規利用者の確保と利用回数増に取り組んでまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 生活介護

- (1) 利用者・家族・地域ニーズの対応に努め、支援体制の充実を図る。

- (2) 医療的ケアを含めた活動や個別支援を通じて、安心して楽しい生活介護の提供に努める。

- (1) 利用者・保護者等、地域のニーズに取り組んでまいりました。

日々保護者等との情報共有を図り、利用者の意思決定を尊重した支援、定期・不定期の担当者会、面談、相談業務、突発的な利用願い、利用時間変更への対応、その他、感染症の流行、大型台風等ありましたが、運営に努め、利用ニーズに対応しました。

今後、サービスの潜在的な需要への見極めが必要と考えています。具体的には、利用日でない利用願い、保護者が指定する送迎時間など、対応が困難な需要にどう向き合うか。

多様なニーズに応じたサービス展開について、支援体制の現実と対応の可能性を積極的に検討し、利用者確保に向けて取り組んでまいります。

- (2) 心身の状態、ニーズに合わせた個別支援計画を作成し、保護者等の要望に寄り添い、きめ細かな支援を行ってまいりました。

医療的ケア、個別的な生活スタイル、などを提供するため、安心・安全な環境を整備し、多職種・他部署との連携を密にして、健康状態の変化にも迅速に対応してきました。

季節ごとのイベント、遊戯的・癒し的な支援など、心と体の両面を活性化する活動を行うことで、利用者・保護者の「安心」と「楽しさ」を考え、職員一丸となって取り組み、多くの笑顔と信頼の声は、職員一同励みとなりました。

今後もさらなるサービス向上と多様なニーズへ対応に努め、より質の高いサービス提供に努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 多機能型重症心身障害児通所事業

- (1) 学校等の各関係機関と連携し、包括的な視点でアプローチを図る。

- (2) 利用児の表現・意思をくみ取り、成長に合わせた支援を実践していく。

(1) 利用児・保護者等に対して、学校や地域関係機関と密接に連携しながら、包括的な視点での支援を展開してまいりました。

個別支援計画の策定においては、5領域に応じた発達課題やニーズに応じた目標設定を行い、関係機関との定期的な情報の共有を通じて、通所、学校、家庭との連続性を確保してきました。そして、利用児の自己表現力や対人コミュニケーション能力の向上を計り、肯定的なフィードバックを実践しながら、健康状態や成長等を多角的に評価しています。

今後も、すべての利用児が、安心して成長できる支援内容と体制構築に取り組んでまいります。

(2) 利用児の個性に応じた支援を重視し、表現や意思を丁寧に汲み取ることを基本方針として取り組んできました。

特性や興味、発達ニーズを把握するため情報収集に努め、非言語的表現を観察し、意思の理解を深め、特定の行動が不安や喜びの表現であることを見極め、それに応じた支援調整やプログラムを提供し、自己の表現を高められるように適切な刺激で支え、生活活動全体を定量的・定性的に分析を行い、個々の発達を促してきました。

こうした中で、支援目標とは全く異なる「同意のない身体拘束」があり、行政から虐待認定がありました。虐待研修は実施していましたが、十分な理解がされてなく、組織として適切な指導ができてなかったことが要因です。

再発防止に向けて、虐待防止研修の受講を徹底するとともに、組織として上司、同僚等とのコミュニケーション、支援内容の相談・確認等が日常的に行われ、誠実かつ信頼されるサービス提供に向けて、全力で取り組んでまいります。

隣接の分校がありながら、他事業所の放デイ利用も多く、利用児童の増に向けては、ニーズに応じた送迎のあり方を検討する必要があります。

他事業所の送迎実態等を把握のうえ、利用児童の増に向けた取組を検討してまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 相談支援課

- (1) 様々な相談業務に対応できるように、相談援助技術（ソーシャルワーク）の向上に努める。
- (2) 定期的なミーティングを行い、相談支援課内での情報共有と意識の統一を図る。
- (3) 地域・他機関との連携に努めるとともに、行政からの委託事業等を円滑に実施できるように取り組む。

(1) 週1回の相談支援課ミーティングで、面接技術の確認や、ケース検討を行いました。

外部研修では、苦情解決セミナー、医療的ケア児等コーディネーター連絡会、全国重症心身障害児者施設職員研修会、重点継続用医療者（在宅酸素療法者等）支援に関する勉強会等へ参加しました。

引き続き連絡会や、研修会等へ参加し、相談援助技術の向上に努めてまいります。

(2) 毎朝のミーティングでは、各自の業務確認と随時のケース検討、情報共有などを行いました。

(3) 県障害福祉課の市町村ヒアリングに同行し、医療的ケア児の生活状況の確認と情報交換を行いました。また、6/12 香美市、6/19 高知市、6/21 須崎市、11/28 には安芸市で、それぞれ圏域の医療的ケア児等コーディネーター連絡会を行い、意見交換しました。

6/26～28 は山口県、鳥取県の医療的ケア児等支援センターを視察、視察後の県障害福祉課との定例連絡会では、高知県の実情と照らし合わせた支援センターの運営について協議しました

土佐希望の家 医療福祉センター 相談支援事業

- (1) 医療的ケア児等を含む新規契約者について、年間5名以上の実績を目指す。
- (2) 南国市相談支援事業所連絡会や研修会等へ参加し、情報交換やグループスーパービジョンによる技術向上に取り組む。

- (1) 今年度は新規契約7名、契約終了18名となりました。
 契約者6名のうち4名は児童（在宅4）、3名は障害者（在宅1、入所2）です。
 契約終了者18名のうち、入所13名（希望の家12、国立1）、在宅1名、3名はサービス終了（在宅児童3）でした。
- (2) 南国市の相談支援連絡会では、グループスーパービジョン、訪問看護事業所・訪問看護ステーションからの地域の社会資源情報、南国市福祉事務所からの行政連絡等、地域情報を得ることができ、相談支援専門員同士の交流もありました。
 また、南国市では上半期に2か所、相談支援事業者が開設しましたが、それぞれ休止、廃止となり、3月末は6事業所となりました。

<新規契約・終了数内訳>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
契約者		1		1	2	1			1			1	7
終了者		2	1	1	1	3	1	1	1	1	2	4	18

土佐希望の家 医療福祉センター 施設相談事業

〈入 所〉

- (1) 家族や保護者等との意思疎通や連携により、情報の共有と適切な伝達に努める。
 (2) 必要な福祉サービス等の社会資源の紹介・利用に向けた手続き等の支援を行う。

- (1) 保護者会には入退所者の連絡を行い、スムーズな手続きに努めました。
 また、感染症による病棟閉鎖での面会や外出外泊の中止については、ホームページへの掲載、個別の電話連絡、保護者会長を通して情報が届くように対応しました。
- (2) 入所者には、障害年金の手続きや成年後見人制度の紹介を、外来患者には、受診先の検討などを、それぞれ家族・本人とともに行いました。

〈在 宅〉

- (1) 短期入所の年間延1,000人以上又は一日平均5人以上の利用と新規利用者の積極受け入れに努める。
 (2) 施設見学者の受け入れを積極的に行い、在宅障害児者の生活状況と利用希望等を把握する。

- (1) 今年度は延べ1393人（前年度1273人）のショート受け入れを行いました。新規利用者7人、契約者48人でした。
 5月から9月まで1・2病棟の大規模修繕、コロナウイルス、インフルエンザによる各病棟の閉鎖、骨折等重症者の個室利用、職員不足による受け入れ縮小、などもありましたが、①5月以降に入所者の死亡退所が続いたため、1月まで空床利用の受け入れを積極的に行ったこと、②長期利用者が複数名いたこと、などから、昨年度より利用者数が多くなっています。
- (2) 施設見学では、山田特別支援学校と若草特別支援学校を含め、8件の施設見学の依頼を受けました。施設入所は9人、退所は13人でした。
 在宅障害者の生活状況と利用希望等については、関係機関と連携して状況を把握し、土佐希望の家分校の小学部新入生の放課後等デイサービスは、送迎と入浴対応のある他事業所の利用予定が分かり、施設内で情報共有を行いました。最も身近な事業所として、対応を検討する必要があります。

土佐希望の家 医療福祉センター 重症心身障害児者・医療的ケア児支援センター きぼうのわ（受託事業）

- (1) 県障害福祉課・市町村等との連携により、医療的ケア児の情報の収集と実態把握に努める。
 (2) 電話相談・自宅訪問・事業所訪問等により、医療的ケア児等コーディネーターや相談支援専門員・関係機関とともに、本人・家族からの相談に対応する。

(1) 今年度「きぼうのわ」は延べ75名（前年度比：59名）対応しました。

また、4市4町（南国市、香南市、四万十市、宿毛市、いの町、中土佐町、奈半利町、黒潮町）へ県障害福祉課と訪問、情報の収集と連携を図りました。1月中央東保健福祉圏域での難病対策地域支援検討会、重点継続医療者（在宅酸素療法者）支援に関する勉強会へも出席しました。

今年度は地域の小学校に入学予定の医療的ケア児に対して、3市（高知市、南国市、香南市）の教育委員会と連絡をとり、看護師の配置等について情報を収集するとともに、情報の提供や話し合いの場へ参加しました。

高知市は訪問看護ステーションとの委託契約、南国市・香南市は会計年度職員として看護師を雇用して、地域での教育体制を整えています。

市町村	件数	市町村	件数
高知市	7	本山町	1
南国市	5	津野町	1
中土佐町	2	須崎市	1
宿毛市	2	安芸市	1
香南市	2	東洋町	1
土佐市	2	黒潮町	1
大豊町	1	不明	1
合計		28	

(2) 支援者人数延べ75名の対応を行いました。

医療的ケア児者以外の知的障害者から精神科への入院や施設入所について相談があり、関係機関への問い合わせや、紹介をしました。

中土佐町からは地域ケース会への参加依頼、若草特別支援学校の進路相談会への出席依頼といった、外部への会議へも参加しました。

また、医療的ケア児等コーディネーターのサポートのため、ケース会や施設見学の同行、重度訪問介護の入院中の利用について医療機関との調整を行っています。

7月には療育福祉センター通園事業部から、10月には高知学園短期大学 小児看護学領域を選択した学生に対して講義依頼があり対応しました。

11月には香南市の地域小学校へ通学している医療的ケア児を視察し、1月～3月にかけて高知市教育研究所と、来年度地域小学校へ入学予定の医療的ケア児に対する看護師配置等を協議しました。

ア 相談実績	小計	イ 業務実績	小計
医療的ケア児等コーディネーターからの相談	16	コーディネーター派遣調整	0
ご家族からの相談	18	支援会議への参加	8
ご本人からの相談	6	関係機関との連携・調整	251
支援者(医療機関からの)相談	9	本人・家族への対応・連携・調整	78
支援者(市町村)からの相談	11	家庭訪問	3
支援者(その他)からの相談	20	病院訪問	2
上記以外からの相談	0	来所	14
		上記以外の相談等	24
計	80	計	380

幡多希望の家 医療福祉センター 多機能型事業所さくらんぼ（生活介護）

(1) 利用者の障害特性に応じた取り組みを提供する。

- ① 重症心身障害者の利用者だけでなく、進行性や難病の利用者も少しずつ増えており、利用者別の取り組みを、本人の聞き取りも行いながら、採算面を含め、可能な範囲での支援を検討する。

(2) 利用者の入浴についての見直しを図る。

- ① 毎年行っている利用回数希望のアンケートの中で、入浴の回数や介助者の状況、入浴希望回数等の詳細なアンケートを実施する。
- ② 入浴回数等、事業所対応困難なサービスについて、外部サービスも含めた相談支援に努める。

(1) 今年度に入り利用者数も増え、平均利用者数も安定してきています。

職員数は、7月に1名減になってからの補充が出来ておらず、8時20分～18時までのサービス提供が困難な時もありますが、在宅職員総出でカバーしており、何とか利用を断る事もなく運営ができました。冬場は感染症の時期でもあり少し平均利用者数が減りましたが、長期の休みはありません。

日々の取り組みも、入浴時以外で利用者個別に出来る事を探り、取り入れる工夫をしました。また、季節行事や制作等、担当職員が思考を凝らし、日々利用者が楽しめるような事を工夫し行えています。

令和5年10月の多機能化と令和6年4月の報酬改定の効果、利用者増から、令和6年度は長年の赤字から黒字に転換することができました。在宅重心の方が利用できるサービスとして、今後も役割が果たせるように、基準に沿った職員配置にも留意して、サービス向上に取り組んでまいります。

(2) 今年度の入浴回数は前年度同様の回数を維持して行いました。

現在、自宅で入浴を行っている利用者で外部サービス等を利用している方が17名中4名しかおらず、さくらんぼ利用時での入浴希望が多い現状です。

幡多圏域には訪問介護事業や重心児が利用できるデイサービスが少ない為、利用希望のある方に平均的に入浴サービスを提供していく為に、来年度は1人週2回としていく予定です。

幡多希望の家 医療福祉センター 多機能型事業所さくらんぼ (児童発達支援・放課後等デイサービス)

- (1) 医療的ケアが必要な児を積極的に受け入れるとともに、他事業所との役割分担を検討する。
- (2) 送迎が難しい家庭には、可能な範囲で送迎を行う。併せて、他事業所との役割分担を検討する。
- (3) 医療度の高い児童の支援については、病棟との連携を強化する。

(1) (2) 上半期に医療度の高い重心児と医ケア児の2名の新規受け入れを行いました。

近隣には医ケア児の受入事業所がなく、重心対応の当施設の役割と認識しています。

2名の内1名は、医療度が高いため、家族も1回/週の希望で利用し始めたものの、体調不良の日も多く休みがちな現状ですが、体調のよい時には朝は母送迎をお願いし、送りは送迎対応で利用されています。

もう1名は、家族は毎日の利用希望でしたが、今年度は他児童の利用もあり3/週利用でした。その児童が卒園したため来年度からは、毎日利用となります。

(3) 児童発達支援の児童で、タイムステイ希望の児童2名を受け入れました。

双子の児童で利用開始までに情報共有を行うため、通園での児童の姿を病棟職員が確認するとともに、リハスタッフが本児たちを連れて病棟を度々訪れ病棟の職員や環境に少しずつ慣れてもらったことで利用に繋がりました。

幡多希望の家 医療福祉センター 通園センターつくしんぼ (障害児通所支援：発達障害児 (多機能型))

(1) 職員のスキルアップを図る。

- ① 他事業所へ見学を行い、活動内容や支援方法を学ぶ。
さまざまな研修会へ参加し、個々のスキルアップを図る (視覚支援・構造化・SSTなど)。
- ② 中堅看護師の資質向上を図る為に、外部研修やeラーニングを活用する。

(2) 児童発達支援の児童の利用を増やす。

- ① 再度、市町村や近隣の保育園等に出向き事業のアピールを行う。

(3) 重症児者施設の役割と他事業所との役割分担について、採算面を含めて市町村とともに検討を進める。

(1) スキルアップ研修（オンラインでの研修を含む）や SST（ソーシャルスキル・トレーニング）の研修会に参加し、研修内容を職員間で共有しながら日々の支援へ生かせるよう努めました。

日々、職員間で支援の振り返りを行い、未就学児に対しては個別対応から取り組み、徐々に集団への適用ができるように支援し、高学年の児童に対しては SST を行う等、個々の児童の特性に応じた支援に努めました。

(2) 上半期、児童発達支援は3名の新規利用がありました。来年度就学する児童が5名おり、うち2名は利用終了、3名は放課後等デイサービスへ移行を希望されています。保育園や幼稚園と連携を図りながら、小学校への移行に情報共有を図ってまいります。

(3) 宿毛市に1件、四万十市に2件、児童発達の事業所がありますが、事業所ごとの特色もあり、保護者及び本人が「つくしんぼ」を選んで通っている状況があります。

利用者は現在児童発達 12 名、放課後等デイ 50 名、保育所等訪問支援6名の登録がありますが、利用回数は、児の状況や保護者のニーズ等によって調整しています。

現在通っている児童・保護者からは、「子供が、つくしんぼに通うのを楽しみにしている」や「つくしんぼに通いだして、子どもの成長を感じる」等という声が多く聞かれています。

これまでの経過と今後の見通しを含めた他事業所との役割分担は、法人使命と採算面から検討課題となっています。（別途、過去 10 年の利用状況と収支状況を踏まえた課題への対応を記載。）

幡多希望の家 医療福祉センター 相談支援センター

(1) 相談支援事業を通じた適切な支援を行う

① ソーシャルワークに基づいて、ケアマネジメントの手法を取り入れた丁寧な個別の相談支援を行い、必要なサービス等の調整を行う。

② 記録や計画作成などの事務処理をスムーズに行う。

(2) 地域の相談支援体制の充実を図る

① 自立支援協議会や個別支援会議等と活用しながら、市町村、各相談支援事業所、各サービス提供事業所、医療、教育等の関係機関や当事者（保護者）と連携を図る。

② 幡多圏域の相談支援体制のあり方について、幡多福祉保健所及び圏域市町村の考え方等を確認する。

(3) 人材育成に努める

① 研修や勉強会、OJTを通じて、相談支援に関するスキルアップを図る。

(4) 入所・在宅・外来利用者への相談業務や必要なサービス調整等をスムーズに取り組む。

① 関係部署と連携を図りながら、必要な相談業務や利用調整を速やかに行う。

② 重症心身障害児者の相談支援を中心に、他の相談支援事業所との役割分担を考慮しつつ、必要なサービス利用の調整に努める。

(1) 希望されるサービス調整については、ご本人・ご家族の意向を中心に、関係機関と連携を図りながら相談を通じ調整し、記録や計画書作成についても、できるだけ効率よく整えました。

(2) 地域の各相談支援事業所と市町村で、地域課題について情報共有をはかり、解決にむけて話しあい、今後の幡多福祉圏域の基幹相談支援センター・地域生活拠点支援事業等について意見交換をしました。

また、特別支援学校とは情報交換と今後の連携方法について話し合いました。

(3) 相談支援従事者研修や主任相談支援専門員連絡会、幡多福祉相談支援事業所連絡会等を通じて、相談支援に関するスキルアップに努め、情報の収集も行うことができました。

(4) 法人内の療養介護、生活介護、障害児通所支援、リハビリ科等、関係する部署とは、適切な個別対応が可能となるように、情報の共有と連携を図るとともに、地域の相談支援事業所とも相談しながら、利用者のサービス調整に努めました。

新規入所希望、知的障害者施設からの施設入所の相談があり、医療機関・連携機関と調整を行い6月新規入所につながりました。

12月、さくらんぼ利用者の方の体調の相談にも積極的に対応し、新規入所につながりましたが、死亡退所となりました。

措置児童に関して、契約への移行の児童相談所からの相談に応じ、7月措置から契約へ移行となりました。

医療的ケア児のケース会にも参加し、医療的ケア児のサポート体制も整えて行きたいと思います。

施設相談事業

(入所)

・保護者会には入退所者の連絡をスムーズに行いました。またコロナ感染・インフルエンザ感染に伴う病棟閉鎖による、面会や外出外泊の中止については、個別の電話対応、保護者会長を通して情報が行き届くように、丁寧な対応に努めました。

・入所減に伴い、在宅重心、近隣施設からの転園希望、などの実態把握に努め、入所及び短期入所の利用希望について、情報の収集に取り組んでいきます。

(在宅)

・短期入所は、4月～3月で延べ175人、一日平均は0.4人、病棟・通園でのコロナ・インフルエンザによる病棟閉鎖もあり、受け入れに制限がかかる状況でしたが、定期的な利用者も増加しています。

空床の短期入所利用に積極的に取り組んでまいります。

【事業所の休止と再開について】

本年8月末に相談支援専門員が退職し、9月より相談支援事業を休止しましたが、後任の職員が相談支援専門員資格を取得する研修を受講し、令和7年1月に事業所再開となりました。

第3章 令和6年度決算

法人単位資金収支計算書
(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収入			
	児童福祉事業収入	11,485,000	9,968,105	1,516,895
	障害福祉サービス等事業収入	867,932,000	882,882,771	△ 14,950,771
	医療事業収入	1,525,645,000	1,509,405,487	16,239,513
	その他の事業収入	326,000	217,510	108,490
	経常経費寄附金収入	1,218,000	7,798,709	△ 6,580,709
	受取利息配当金収入	4,608,000	4,871,740	△ 263,740
	その他の収入	5,501,588	7,325,437	△ 1,823,849
	事業活動収入計(1)	2,416,715,588	2,422,469,759	△ 5,754,171
	支出			
人件費支出	1,894,398,000	1,821,349,961	73,048,039	
事業費支出	362,179,000	339,589,773	22,589,227	
事務費支出	184,101,000	168,871,401	15,229,599	
支払利息支出	157,000	156,660	340	
その他の支出		100	△ 100	
事業活動支出計(2)	2,440,835,000	2,329,967,895	110,867,105	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 24,119,412	92,501,864	△ 116,621,276	
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等補助金収入	185,800,000	133,823,000	51,977,000
	固定資産売却収入	88,066,000	72,046,676	16,019,324
	施設整備等収入計(4)	273,866,000	205,869,676	67,996,324
	支出			
	設備資金借入金元金償還支出	14,500,000	14,500,000	0
固定資産取得支出	317,340,000	281,299,555	36,040,445	
固定資産除却・廃棄支出		9	△ 9	
ファイナンス・リース債務の返済支出	886,000	260,064	625,936	
施設整備等支出計(5)	332,726,000	296,059,628	36,666,372	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 58,860,000	△ 90,189,952	31,329,952	
その他の活動による収支	収入			
	積立資産取崩収入	669,418,065	1,577,523,260	△ 908,105,195
	その他の活動による収入		1,579,420	△ 1,579,420
	その他の活動収入計(7)	669,418,065	1,579,102,680	△ 909,684,615
	支出			
	積立資産支出	768,163,500	1,520,065,704	△ 751,902,204
その他の活動による支出		815,579	△ 815,579	
その他の活動支出計(8)	768,163,500	1,520,881,283	△ 752,717,783	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 98,745,435	58,221,397	△ 156,966,832	
予備費支出(10)		—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 181,724,847	60,533,309	△ 242,258,156	
前期末支払資金残高(12)		1,233,310,870	△ 1,233,310,870	
当期末支払資金残高(11)+(12)	△ 181,724,847	1,293,844,179	△ 1,475,569,026	

法人単位事業活動計算書
(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益				
	児童福祉事業収益	9,968,105	14,784,364	△ 4,816,259	
	障害福祉サービス等事業収益	882,882,771	861,904,222	20,978,549	
	医療事業収益	1,509,405,487	1,507,854,265	1,551,222	
	その他の事業収益	217,510	239,720	△ 22,210	
	経常経費寄附金収益	7,798,709	6,877,636	921,073	
	その他の収益	4,531,295	16,306,374	△ 11,775,079	
	サービス活動収益計(1)	2,414,803,877	2,407,966,581	6,837,296	
費用	人件費	1,820,492,033	1,769,912,260	50,579,773	
	事業費	339,589,773	295,053,400	44,536,373	
	事務費	168,871,401	153,394,563	15,476,838	
	減価償却費	133,722,760	134,758,098	△ 1,035,338	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 47,956,438	△ 44,427,438	△ 3,529,000	
		サービス活動費用計(2)	2,414,719,529	2,308,690,883	106,028,646
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	84,348	99,275,698	△ 99,191,350	
サービス活動外増減の部	収益				
	受取利息配当金収益	4,871,740	5,384,213	△ 512,473	
	その他のサービス活動外収益	2,794,142	3,098,871	△ 304,729	
		サービス活動外収益計(4)	7,665,882	8,483,084	△ 817,202
	費用				
	支払利息	156,660	261,100	△ 104,440	
	その他のサービス活動外費用	100	10,000	△ 9,900	
	サービス活動外費用計(5)	156,760	271,100	△ 114,340	
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	7,509,122	8,211,984	△ 702,862	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	7,593,470	107,487,682	△ 99,894,212	
特別増減の部	収益				
	施設整備等補助金収益	133,823,000	1,340,000	132,483,000	
	固定資産受贈額		190,000	△ 190,000	
	固定資産売却益	368,600	14,160	354,440	
	その他の特別収益	1,579,420	678,296	901,124	
		特別収益計(8)	135,771,020	2,222,456	133,548,564
	費用				
固定資産売却損・処分損	14	335,338	△ 335,324		
国庫補助金等特別積立金積立額	133,823,000	1,340,000	132,483,000		
その他の特別損失	818,753	5,451,704	△ 4,632,951		
	特別費用計(9)	134,641,767	7,127,042	127,514,725	
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	1,129,253	△ 4,904,586	6,033,839	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	8,722,723	102,583,096	△ 93,860,373	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	1,711,732,611	1,696,848,550	14,884,061	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	1,720,455,334	1,799,431,646	△ 78,976,312	
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)	55,491,302	234,778,187	△ 179,286,885	
	その他の積立金積立額(16)	22,500	322,477,222	△ 322,454,722	
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	1,775,924,136	1,711,732,611	64,191,525	

R6年度決算人件費計算式

人件費率=人件費/(サービス活動収益-寄附金収益)

75.63%

73.71%

土佐希望の家 医療福祉センター拠点区分 資金収支計算書
 (自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

第一号第四様式

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収入			
	児童福祉事業収入	7,694,000	8,999,195	△ 1,305,195
	障害福祉サービス等事業収入	599,493,000	594,930,249	4,562,751
	医療事業収入	1,109,479,000	1,097,751,004	11,727,996
	経常経費寄附金収入	1,168,000	7,648,709	△ 6,480,709
	受取利息配当金収入	4,572,000	4,655,551	△ 83,551
	その他の収入	4,909,588	5,595,118	△ 685,530
	事業活動収入計(1)	1,727,315,588	1,719,579,826	7,735,762
	支出			
	人件費支出	1,340,266,000	1,284,158,926	56,107,074
事業費支出	271,295,000	248,752,162	22,542,838	
事務費支出	125,842,000	111,002,038	14,839,962	
支払利息支出	157,000	156,660	340	
その他の支出		100	△ 100	
事業活動支出計(2)	1,737,560,000	1,644,069,886	93,490,114	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 10,244,412	75,509,940	△ 85,754,352	
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等補助金収入	185,800,000	133,823,000	51,977,000
	固定資産売却収入	88,066,000	71,434,009	16,631,991
	施設整備等収入計(4)	273,866,000	205,257,009	68,608,991
	支出			
	設備資金借入金元金償還支出	14,500,000	14,500,000	0
固定資産取得支出	312,640,000	278,083,648	34,556,352	
固定資産除却・廃棄支出		9	△ 9	
施設整備等支出計(5)	327,140,000	292,583,657	34,556,343	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 53,274,000	△ 87,326,648	34,052,648	
その他の活動による収支	収入			
	積立資産取崩収入	163,418,065	1,070,409,445	△ 906,991,380
	拠点区分間長期貸付金回収収入		788,358,200	△ 788,358,200
	事業区分間繰入金収入		939,438	△ 939,438
	拠点区分間繰入金収入		657,992,539	△ 657,992,539
	その他の活動による収入		1,391,156	△ 1,391,156
	その他の活動収入計(7)	163,418,065	2,519,090,778	△ 2,355,672,713
	支出			
	積立資産支出	221,887,500	1,013,065,167	△ 791,177,667
	拠点区分間長期貸付金支出		64,210	△ 64,210
拠点区分間長期借入金返済支出		788,293,990	△ 788,293,990	
事業区分間繰入金支出		939,438	△ 939,438	
拠点区分間繰入金支出		657,992,539	△ 657,992,539	
その他の活動による支出		765,491	△ 765,491	
その他の活動支出計(8)	221,887,500	2,461,120,835	△ 2,239,233,335	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 58,469,435	57,969,943	△ 116,439,378	
予備費支出(10)		—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 121,987,847	46,153,235	△ 168,141,082	
前期末支払資金残高(12)	747,075,079	747,075,079		
当期末支払資金残高(11)+(12)	625,087,232	793,228,314	△ 168,141,082	

土佐希望の家 医療福祉センター拠点区分 事業活動計算書
(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	児童福祉事業収益	8,999,195	10,022,020	△ 1,022,825
	障害福祉サービス等事業収益	594,930,249	595,355,758	△ 425,509
	医療事業収益	1,097,751,004	1,088,569,416	9,181,588
	経常経費寄附金収益	7,648,709	6,368,036	1,280,673
	その他の収益	3,040,835	12,320,016	△ 9,279,181
	サービス活動収益計(1)	1,712,369,992	1,712,635,246	△ 265,254
	費用			
	人件費	1,282,749,276	1,252,722,641	30,026,635
	事業費	248,752,162	218,807,700	29,944,462
事務費	111,002,038	108,988,313	2,013,725	
減価償却費	98,054,100	92,950,013	5,104,087	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 32,128,563	△ 28,364,661	△ 3,763,902	
サービス活動費用計(2)	1,708,429,013	1,645,104,006	63,325,007	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	3,940,979	67,531,240	△ 63,590,261	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	4,655,551	5,349,988	△ 694,437
	その他のサービス活動外収益	2,554,283	678,500	1,875,783
	サービス活動外収益計(4)	7,209,834	6,028,488	1,181,346
	費用			
支払利息	156,660	261,100	△ 104,440	
その他のサービス活動外費用	100		100	
サービス活動外費用計(5)	156,760	261,100	△ 104,340	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	7,053,074	5,767,388	1,285,686	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	10,994,053	73,298,628	△ 62,304,575	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	133,823,000	759,000	133,064,000
	固定資産受贈額		190,000	△ 190,000
	事業区分間繰入金収益	939,438	951,396	△ 11,958
	拠点区分間繰入金収益	657,992,539		657,992,539
	その他の特別収益	1,391,156	678,296	712,860
	特別収益計(8)	794,146,133	2,578,692	791,567,441
	費用			
	固定資産売却損・処分損	9	335,337	△ 335,328
	国庫補助金等特別積立金積立額	133,823,000	759,000	133,064,000
事業区分間繰入金費用	939,438	951,396	△ 11,958	
拠点区分間繰入金費用	657,992,539		657,992,539	
その他の特別損失	768,665	5,433,191	△ 4,664,526	
特別費用計(9)	793,523,651	7,478,924	786,044,727	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	622,482	△ 4,900,232	5,522,714	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	11,616,535	68,398,396	△ 56,781,861	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	1,083,156,050	1,102,456,689	△ 19,300,639
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	1,094,772,585	1,170,855,085	△ 76,082,500
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)	55,491,302	234,778,187	△ 179,286,885
	人件費積立金取崩額(措置)		30,000,000	△ 30,000,000
	施設・設備整備積立金取崩額(措置)	55,491,302	204,778,187	△ 149,286,885
	その他の積立金積立額(16)	22,500	322,477,222	△ 322,454,722
	人件費積立金積立額(措置)		100,000,000	△ 100,000,000
施設・設備整備積立金積立額(措置)	22,500	222,477,222	△ 222,454,722	
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	1,150,241,387	1,083,156,050	67,085,337	

R6年度決算人件費計算式

人件費率 = 人件費 / (サービス活動収益 - 寄附金収益)

75.25%

73.42%

幡多希望の家 医療福祉センター拠点区分 資金収支計算書
(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	児童福祉事業収入	3,791,000	968,910	2,822,090	
	障害福祉サービス等事業収入	268,439,000	287,952,522	△ 19,513,522	
	医療事業収入	416,166,000	411,654,483	4,511,517	
	その他の事業収入	326,000	217,510	108,490	
	経常経費寄附金収入	50,000	150,000	△ 100,000	
	受取利息配当金収入	36,000	216,189	△ 180,189	
	その他の収入	592,000	1,730,319	△ 1,138,319	
	事業活動収入計(1)	689,400,000	702,889,933	△ 13,489,933	
	支出				
人件費支出	554,132,000	537,191,035	16,940,965		
事業費支出	90,884,000	90,837,611	46,389		
事務費支出	58,259,000	57,869,363	389,637		
事業活動支出計(2)	703,275,000	685,898,009	17,376,991		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 13,875,000	16,991,924	△ 30,866,924		
施設整備等による収支	収入				
	固定資産売却収入		612,667	△ 612,667	
	施設整備等収入計(4)		612,667	△ 612,667	
	支出				
	固定資産取得支出	4,700,000	3,215,907	1,484,093	
ファイナンス・リース債務の返済支出	886,000	260,064	625,936		
施設整備等支出計(5)	5,586,000	3,475,971	2,110,029		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 5,586,000	△ 2,863,304	△ 2,722,696		
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	506,000,000	507,113,815	△ 1,113,815	
	事業区分間長期借入金収入		55,163	△ 55,163	
	拠点区分間長期借入金収入		24,611,107	△ 24,611,107	
	事業区分間長期貸付金回収収入		55,163	△ 55,163	
	拠点区分間長期貸付金回収収入		24,611,107	△ 24,611,107	
	拠点区分間繰入金収入		481,748,373	△ 481,748,373	
	その他の活動による収入		188,264	△ 188,264	
	その他の活動収入計(7)	506,000,000	1,038,382,992	△ 532,382,992	
	支出				
	積立資産支出	546,276,000	507,000,537	39,275,463	
	事業区分間長期貸付金支出		55,163	△ 55,163	
	拠点区分間長期貸付金支出		2,246	△ 2,246	
	事業区分間長期借入金返済支出		55,163	△ 55,163	
拠点区分間長期借入金返済支出		49,219,968	△ 49,219,968		
拠点区分間繰入金支出		481,748,373	△ 481,748,373		
その他の活動による支出		50,088	△ 50,088		
その他の活動支出計(8)	546,276,000	1,038,131,538	△ 491,855,538		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 40,276,000	251,454	△ 40,527,454		
予備費支出(10)		—			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 59,737,000	14,380,074	△ 74,117,074		
前期末支払資金残高(12)		486,235,791	△ 486,235,791		
当期末支払資金残高(11)+(12)	△ 59,737,000	500,615,865	△ 560,352,865		

幡多希望の家 医療福祉センター拠点区分 事業活動計算書
(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益				
	児童福祉事業収益	968,910	4,762,344	△ 3,793,434	
	障害福祉サービス等事業収益	287,952,522	266,548,464	21,404,058	
	医療事業収益	411,654,483	419,284,849	△ 7,630,366	
	その他の事業収益	217,510	239,720	△ 22,210	
	経常経費寄附金収益	150,000	509,600	△ 359,600	
	その他の収益	1,490,460	3,986,358	△ 2,495,898	
	サービス活動収益計(1)	702,433,885	695,331,335	7,102,550	
費用	人件費	537,742,757	517,189,619	20,553,138	
	事業費	90,837,611	76,245,700	14,591,911	
	事務費	57,869,363	44,406,250	13,463,113	
	減価償却費	35,668,660	41,808,085	△ 6,139,425	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 15,827,875	△ 16,062,777	234,902	
		サービス活動費用計(2)	706,290,516	663,586,877	42,703,639
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△ 3,856,631	31,744,458	△ 35,601,089	
サービス活動外増減の部	収益				
	受取利息配当金収益	216,189	34,225	181,964	
	その他のサービス活動外収益	239,859	2,420,371	△ 2,180,512	
		サービス活動外収益計(4)	456,048	2,454,596	△ 1,998,548
	費用				
その他のサービス活動外費用		10,000	△ 10,000		
	サービス活動外費用計(5)		10,000	△ 10,000	
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	456,048	2,444,596	△ 1,988,548	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	△ 3,400,583	34,189,054	△ 37,589,637	
特別増減の部	収益				
	施設整備等補助金収益		581,000	△ 581,000	
	固定資産売却益	368,600	14,160	354,440	
	拠点区分間繰入金収益	481,748,373		481,748,373	
	その他の特別収益	188,264		188,264	
		特別収益計(8)	482,305,237	595,160	481,710,077
	費用				
	固定資産売却損・処分損	5	1	4	
	国庫補助金等特別積立金積立額		581,000	△ 581,000	
	拠点区分間繰入金費用	481,748,373		481,748,373	
その他の特別損失	50,088	18,513	31,575		
	特別費用計(9)	481,798,466	599,514	481,198,952	
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	506,771	△ 4,354	511,125	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△ 2,893,812	34,184,700	△ 37,078,512	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	628,576,561	594,391,861	34,184,700	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	625,682,749	628,576,561	△ 2,893,812	
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	その他の積立金積立額(16)				
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	625,682,749	628,576,561	△ 2,893,812	

R6年度決算人件費計算式

人件費率 = 人件費 / (サービス活動収益 - 寄附金収益)	76.57%	74.43%
---------------------------------	--------	--------

第4章 土佐希望の家 医療福祉センター
幡多希望の家 医療福祉センター
の利用者状況等

4-1 外来

1. 令和6（2024）年度の外来利用者は、延べ人数6,407人（土佐4,998人・幡多1,409人）（前年度6,479人（土佐5,100人・幡多1,379人））でした。

【外来利用者の延べ人数の推移】

（単位：人）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28 (2016) 年度	土佐	240	240	275	284	275	254	244	300	266	289	307	366	3,340
	幡多	227	202	210	213	217	215	220	239	246	222	235	263	2,709
平成29 (2017) 年度	土佐	313	332	369	302	333	324	360	350	332	300	318	358	3,991
	幡多	239	226	262	251	241	231	211	208	215	204	155	175	2,618
平成30 (2018) 年度	土佐	381	386	399	397	394	368	464	390	382	389	420	457	4,827
	幡多	168	166	164	181	202	149	191	178	155	158	143	155	2,010
令和元 (2019) 年度	土佐	440	428	430	445	418	393	472	436	385	409	380	389	5,025
	幡多	145	160	141	157	134	136	145	123	131	117	121	126	1,636
令和2 (2020) 年度	土佐	324	326	446	435	454	440	477	425	438	446	425	521	5,157
	幡多	81	90	120	147	136	150	158	148	146	148	151	179	1,654
令和3 (2021) 年度	土佐	448	418	507	416	484	454	477	452	440	416	326	484	5,322
	幡多	145	114	155	154	122	147	153	153	148	133	117	139	1,680
令和4 (2022) 年度	土佐	451	437	411	434	572	414	428	485	483	457	430	482	5,484
	幡多	109	120	130	123	109	135	129	167	118	23	111	137	1,411
令和5 (2023) 年度	土佐	400	413	451	412	438	416	441	435	428	418	415	433	5,100
	幡多	134	128	120	124	114	122	127	104	99	96	104	107	1,379
令和6 (2024) 年度	土佐	425	410	409	439	369	402	477	412	461	424	366	404	4,998
	幡多	123	120	118	123	123	117	121	109	125	95	104	132	1,409

2. 令和6（2024）年度の上半期の外来リハビリについては、延べ5,320人の利用がありました。

土佐 4,080人

幡多 1,240人

4-2 入所

1. 病棟入所者及び短期入所の状況は、以下のとおりです。

【入所】

(単位:人)

土佐希望の家 医療福祉センター		令和6 (2024)年 4月	入退所・転入転出	令和7 (2025)年 3月末日現在
1病棟(知的) (特殊疾患病棟入院料2)	定員	40	退所4名、入所2名 転出2名、転入2名	40
	現員	39		37
2病棟(重症) (障害者施設等入院基本料7:1)	定員	53	退所8名、入所5名 転出1名、転入2名	53
	現員	47		45
3病棟(肢体) (特殊疾患病棟入院料2)	定員	49	退所1名、入所1名 転出1名	49
	現員	47		46
合 計	定員	142	退所13名、入所8名	142
	現員	133		128

令和6年度は133名でスタートしましたが、退所のうち12名(過去最多)の方がご逝去者され、入所が8名となり、待機者がいないため、入所者数は128名となりました。

最高年齢:83歳 最低年齢:8歳 平均年齢:48.7歳

(単位:人)

幡多希望の家 医療福祉センター		令和6 (2024)年 4月	入退所	令和7 (2025)年 3月末日現在
特殊疾患病棟入院料1	定員	51	退所3名、入所2名	51
	現員	48		47

令和6年度は、48名でスタートしましたが、3名の方がご逝去され、入所が2名となり、入所者数は47名となりました。

最高年齢:82歳 最低年齢:5歳 平均年齢:47.72歳

【他病院への入院状況】

年 度	入院件数	入院延べ日数
平成30(2018)年度	9	138
令和元(2019)年度	7	83
令和2(2020)年度	8	179
令和3(2021)年度	8	211
令和4(2022)年度	10	179
令和5(2023)年度	10	99
令和6(2024)年度	18	271

【短期入所一日平均利用者数】

(単位：人)

土佐希望の家 (6床)		4月	5月	6月	7月	8月	9月
タイムステイ		0.30 (9)	0.39 (12)	0.33 (10)	0.29 (9)	0.29 (9)	0.40 (12)
ショートステイ		2.37 (71)	3.06 (95)	3.33 (100)	1.26 (39)	2.58 (80)	4.00 (120)
計		2.67 (80)	3.45 (107)	3.67 (110)	1.55 (48)	2.87 (89)	4.40 (132)
開 所 日 数	1病棟	16	16	0	18	8	10
	2病棟	20	31	30	8	24	30
	3病棟	30	31	30	13	13	23
	計	66	78	60	39	45	63

10月	11月	12月	1月	2月	3月	1日平均 利用者数 (今年度)	1日平均 利用者数 (昨年度)
0.55 (17)	0.47 (14)	0.32 (10)	0.35 (11)	0.32 (9)	0.45 (14)	0.37 (136)	0.36 (131)
4.58 (142)	5.10 (153)	4.10 (127)	4.58 (142)	3.21 (90)	3.16 (98)	3.44 (1,257)	3.17 (1,142)
5.13 (159)	5.57 (167)	4.42 (137)	4.94 (153)	3.54 (99)	3.61 (112)	3.82 (1,393)	3.54 (1,273)
23	30	17	28	28	31	/	
31	30	28	31	13	31		
31	30	21	7	24	24		
85	90	66	66	65	86		361日

※括弧書きは延べ人数・網掛けは開所日数

今年度は、利用者及び職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、病棟毎の閉鎖や受入れ休止がありました。病棟間で空きベッドを活用し、施設全体で可能な限り受入れを行いました。新棟の改修工事が5月から10月に行われたことにより、部分的（東棟・西棟）な一時受入れ中止もありました。

また、ご逝去者が多かったことから、空床を積極的に利用していただくよう取り組み、各病棟で昨年度より利用者微増となりました。

幡多希望の家 (2床)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
タイムステイ	0 (0)	0 (0)	0.03 (1)	0 (0)	0.19 (6)	0.13 (4)
ショートステイ	0.7 (21)	0.87 (27)	0.8 (24)	0.81 (25)	1.45 (45)	1.27 (38)
日中一時	0.07 (2)	0.06 (2)	0.03 (1)	0.1 (3)	0 (0)	0.03 (1)
計	0.77 (23)	0.93 (29)	0.87 (26)	0.91 (28)	1.64 (51)	1.44 (43)
開所日数	30日	31日	30日	31日	31日	30日

10月	11月	12月	1月	2月	3月	1日平均利用者数 (今年度)	1日平均利用者数 (昨年度)
0.13 (4)	0.17 (5)	0.25 (3)	0.1 (2)	0.11 (3)	0.42 (13)	0.12 (41)	0.70 (243)
1 (31)	1.43 (43)	0.83 (10)	1.24 (26)	1.11 (31)	1.52 (47)	1.1 (368)	0.55 (188)
0.1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.04 (1)	0.52 (16)	0.09 (29)	0.002 (1)
1.23 (38)	1.6 (48)	1.08 (13)	1.34 (28)	1.25 (35)	2.46 (76)	1.3 (438)	1.25 (432)
31日	30日	12日	21日	28日	31日	336日	345日

※開所日数について

12月と1月、コロナウィルス感染の陽性者増加に伴い受け入れ中止期間あり。

1月の中止期間14日間の内、利用を続行(ご家庭の事情による)した期間4日を間含む。

4-3 通所

1. 生活介護等の上半期の状況は、以下のとおりです。

【通所一日平均利用者数】

(単位：人)

土佐希望の家	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月
生活介護	20	17.00 (374)	16.64 (366)	17.00 (340)	14.43 (332)	14.14 (311)	16.05 (321)
放課後デイ	多機能型 5	2.19 (46)	1.90 (40)	1.85 (37)	1.91 (42)	3.19 (67)	1.68 (32)
児童発達支援		0	0	0	0	0	0
計	25	19.19 (420)	18.54 (406)	18.85 (377)	16.34 (374)	17.33 (378)	17.73 (353)

10月	11月	12月	1月	2月	3月	1日平均利用者数 (今年度)	1日平均利用者数 (昨年度)
16.43 (378)	15.95 (335)	16.80 (336)	16.00 (320)	16.16 (307)	15.19 (319)	15.98(4,039) 年間253日	17.09 (4,306) 年間252日
1.86 (41)	1.65 (33)	1.95 (39)	2.05 (39)	1.78 (32)	2.45 (49)	2.03(497) 年間243日	2.51 (611) 年間243日
0	0	0	0	0	0	0	0 (0)
18.29 (419)	17.6 (368)	18.75 (375)	18.05 (359)	17.94 (339)	17.64 (368)	18.01(4,536)	19.60 (4,917)

※括弧書きは延べ人数

生活介護：週5日利用の方と週3日利用の方が入所し、週3日利用の方がご逝去されました。

新規契約者は、週2日利用の方が2名と月1～2日の利用の方が1名でしたが、利用日数が少なく、また、キャンセルが昨年度より多かった(R5：203回、R6：215回)ため減少となりました。

放課後デイ：前年度同様、利用離れが進んだため、利用者数が減少しています。

(単位：人)

幡多希望の家		4月	5月	6月	7月	8月	9月
生活介護	10	9.14 (192)	9.5 (209)	10.1 (202)	10 (220)	8.96 (197)	10 (190)
児童発達 (重心)		0.67 (14)	0.7 (14)	1.05 (21)	1.36 (30)	1.55 (34)	0.95 (18)
放課後等デイ (重心)		0.14 (3)	0 (0)	0.75 (15)	0.82 (18)	0.73 (16)	0.68 (13)
児童発達 (発達障害)	10	1.28 (32)	1.33 (32)	1.4 (35)	1.31 (34)	1.35 (35)	1.43 (33)
放課後等デイ (発達障害)		8.76 (219)	8.21 (197)	7.88 (197)	9.27 (241)	9.65 (251)	7.96 (183)
保育所等訪問 (発達障害)		0.12 (3)	0.13 (3)	0.12 (3)	0.12 (3)	0.08 (2)	0.17 (4)
計	20	20.11 (463)	19.87 (455)	21.3 (473)	22.88 (546)	22.31 (535)	21.19 (441)

10月	11月	12月	1月	2月	3月	1日平均 利用者数 (今年度)	1日平均 利用者数 (昨年度)
9.86 (217)	9.95 (199)	9.85 (197)	8.95 (179)	9.9 (188)	9.29 (195)	9.62 (2,385) 年間248日	8.26 (2,084) 年間252日
1.23 (27)	1.35 (27)	1.45 (29)	0.9 (18)	1.11 (21)	1.55 (31)	1.16 (284) 年間245日	0.42 (106) 年間251日
0.73 (16)	0.85 (17)	0.8 (16)	0.9 (18)	0.68 (13)	0.65 (13)	0.64 (158) 年間245日	0.60 (153) 年間251日
1.5 (39)	1.54 (37)	1.71 (41)	1.87 (43)	1.68 (37)	1.8 (45)	1.51 (443) 年間293日	1.10 (319) 年間290日
6.65 (173)	7.96 (191)	7.54 (181)	7.26 (167)	7.14 (157)	7.88 (197)	8.03 (2354) 年間293日	6.92 (2,030) 年間293日
0.12 (3)	0.13 (3)	0.08 (2)	0	0.09 (2)	0.04 (1)	0.1 (29) 年間293日	0.19 (56) 年間293日
20.09 (475)	21.78 (474)	21.43 (466)	19.88 (425)	20.6 (418)	21.21 (482)	21.06 (5,653)	17.49 (4,748)

※括弧書きは延べ人数

- 生活介護：4月休園中だった利用者2名が5月から利用を再開し、加えて1名の新規利用者がありましたが、12月は利用者1名減となりました。利用人数・延べ人数は横ばいとなっています。
- 児童発達支援（重心）：4月に1名が利用終了となりましたが、6月に1名、7月に1名、計2名の新規利用者があったため増となっています。
- 放課後等デイ（重心）：R5年度の新規利用者がR6年度定期利用につながらず、利用人数は横ばい、延べ人数は減となっています。
- 児童発達支援（発達障害）：5月に1名、9月に2名、10月に1名、12月に1名、計3名の新規利用者があり増となっています。
- 放課後等デイ（発達障害）：児童発達支援より6名が放課後等デイサービスに移行し、5月に2名、8月に1名、11月に2名、1月に1名、計6名の新規利用者があり増となっています。
- 保育所等訪問支援（発達障害）：新規利用者が1名ありましたが、利用人数、延べ人数ともに減になっています。

4-4 相談支援

土佐希望の家		4月	5月	6月	7月	8月	9月
者	計画	10	5	3	4	3	7
	モニタリング	10	25	30	20	29	35
計		20	30	33	24	32	42

児	計画	2	0	1	1	0	2
	モニタリング	1	3	2	2	1	8
計		3	3	3	3	1	10

10月	11月	12月	1月	2月	3月	利用者数合計 (今年度)	利用者数合計 (昨年度)
6	4	2	7	7	11	69	112
13	21	25	17	24	20	269	237
19	25	27	24	31	31	338	349

3	2	0	0	1	8	20	16
1	0	5	3	0	2	28	28
4	2	5	3	1	10	48	44

今年度は計画が少ない年回りのため、昨年度と比べて計画が減り、その分モニタリングが増加しました。

今年度は、12名の入所者をご逝去され、者の件数が減少しましたが、児の新規契約が6名あったため、児の件数は増加しました。

また、ご逝去者が多かったことにより、次年度以降の計画及びモニタリング数に大きく影響します。

幡多希望の家		4月	5月	6月	7月	8月	9月
者	計画	7	3	4	10	4	3
	モニタリング	14	26	4	57	25	7
計		21	29	8	67	29	10

児	計画	23	2	5	17	6	3
	モニタリング	9	2	7	15	11	6
計		32	4	12	32	17	9

10月	11月	12月	1月	2月	3月	利用者数合計 (今年度)	利用者数合計 (昨年度)
2	0		0	0	0	33	29
11	12		0	0	0	156	87
13	12		0	0	0	189	116

1	2		0	0	0	59	74
13	7		0	0	0	70	58
14	9		0	0	0	129	131

令和6年9月から12月まで、前任者の退職により、相談支援事業所を休止とし、1月からは相談支援専門員の配置要件を満たしたため事業再開しました。

第5章 法人・施設の沿革

5-1 沿革

社会福祉法人 土佐希望の家		社会福祉法人 幡多福祉会	
1966年	土佐山田町で私費により養護施設「土佐・希望の家」を開設（競輪の賞金が運営資金に）		
1970年	南国市小籠に重症心身障害児施設「土佐・希望の家」（定員50名）を設置		
1972年	定員70名 南国市立長岡小学校分室設置 「財団法人土佐・希望の家」法人名称変更		
1973年	南国市立鷹ヶ池中学校分室設置 定員80名		
1976年	定員100名		
1978年	高知県立若草養護学校分室設置		
1981年	高知県立若草養護学校高等部設置		
1984年	定員105名		
1985年	「社会福祉法人 高知心身障害児（者）福祉協会」法人名称変更		
1987年	「地域交流ホーム」建設 心身障害児通園事業・やまびこ教室開設		
1990年	「第二土佐希望の家」開園（定員50名） 既存施設を「第一土佐希望の家」（定員90名）に変更		
1992年	「社会福祉法人 土佐希望の家」法人名称変更 「第一・希望の家」「第二・希望の家」施設名称変更		
1995年	「第二・希望の家地域交流ホーム」建設 B型通園モデル事業やまももホーム開設	1995年	「幡多地区障害児者の福祉を考える会」発足 高知県知事に陳情・要望書提出 「重症心身障害児者施設建設委員会」設置 「幡多希望の家を支援する会」結成
1997年	A型通園事業やまももホーム開設	1997年	社会福祉法人幡多福祉会設立認可 幡多希望の家竣工落成～開園（定員45名）
2000年	「第一・希望の家」定員84名に変更		
		2001年	重症心身障害児（者）通園事業（B型）開始
		2003年	入所定員47名に変更（2床増床）（4月） 児童・知的障害者短期入所事業開始
2006年	「第一・希望の家」廃止 「第二・希望の家」を「土佐希望の家」に名称変更し定員134名に変更		
2007年	在宅支援センター（A型通園事業所）を病院施設に届出	2007年	入所定員51名に変更（4床増床） ヘルパーステーション（訪問介護事業・重度訪問介護事業等）開始
		2008年	幡多希望の家相談支援センター開始
		2009年	幡多希望の家さくらんぼホーム（生活介護事業）（定員10名）開始
2010年	「土佐希望の家」定員140名に変更 A型通園事業をB型通園事業に変更 生活介護事業（定員20名）を開始 創立40周年記念式典（於：高知新阪急ホテル）		
2011年	機能訓練室増築工事		
2012年	「重症心身障害児者施設 土佐希望の家」に施設名称変更（医療型障害児入所施設と療養介護事業所の一体運営） 児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業（定員あわせて5名）を開始	2012年	重症心身障害児（者）施設から医療型障害児入所施設・療養介護事業「幡多希望の家」に移行 幡多希望の家通園センターさくらんぼ（障害児通所支援事業：多機能型）開始（定員5名（主として重症心身障害児）） （B型から移行）
		2013年	6月、幡多希望の家通園センターつくしんぼ（障害児通所支援事業：児童発達支援センター）開始（定員10名）
2014年	通園事業所増築工事		
2015年	南国市と福祉避難所の設置運営に関する協定締結 保育所等訪問支援事業開始		
2017年	「土佐希望の家 医療福祉センター」に施設名称変更	2017年	幡多希望の家創立20周年
2019年	「土佐希望の家 医療福祉センター」定員142名に変更 医局・厨房棟増改築工事		
2020年	土佐希望の家創立50周年		
2022年	社会福祉法人 幡多福祉会と統一合併（法令上は吸収合併）、法人名「社会福祉法人 土佐希望の家」		
2023年			10月1日 さくらんぼホーム（生活介護：定員10名）と通園センターさくらんぼ（障害児通所支援事業：定員5名）を多機能型事業所：定員10名に変更

5-2 歴代理事長・施設長

理事長就任日			施設長就任日		
年月日	土佐希望の家	幡多福祉会	年月日	土佐・希望の家 (第一希望の家)	幡多希望の家
1966年12月27日	坂本 昭				
1969年5月30日	紫藤 貞美				
			1970年6月1日	末光 茂	
			1971年1月11日	山岡 鹿吉	
			1971年5月1日	長田 松義	
			1971年12月1日	宮下 ふく	
			1972年12月1日	吉浦 一雄	
1983年2月1日	山崎 勲				
			1988年4月1日	木村 元彦	
			1990年5月	第一希望の家に 名称変更	第二希望の家 (土佐希望の家)
			1990年5月1日		川上 文
			1994年4月1日		筒井 章夫
1996年3月		山崎 勲			
			1997年4月1日		武市 知己
			1997年9月1日		小槻 智丸
			1999年1月1日	荒木 久美子	
2002年2月16日	池川 順子		2002年4月1日		川久保 敬一
			2002年9月1日		鮎川 宗祐
			2003年4月1日		大石 尚文
2003年5月25日		森本 哲	2003年6月1日		久我 哲郎
			2006年4月1日 第一・希望の家廃院 (第二希望の家横に移転改築) 第二・希望の家と合わせて「土佐希望の家」に施設名称変更		
2006年4月1日	浦松 金吉		2006年4月1日	浦松 金吉	
2006年10月28日		久我 哲郎	2006年4月12日	深田 潤	
2006年11月1日	門田 正坦		2006年11月1日	宮崎 正章	
			2007年1月1日	泉 喜策	宮崎 正章
			2007年4月1日	國富 泰二	
			2008年4月1日	江口 壽榮夫	
2009年4月1日		長岡 常雄			
			2010年3月10日		木村 清次
			2010年10月1日	長 博雪	
2010年10月25日		松浦 英夫	2010年10月25日		長岡 常雄
2016年4月1日		小椋 茂昭	2016年5月1日		山本 洋
			2018年4月1日	吉川 清志	
			2020年4月1日		島田 誠一
2022年4月1日	法人合併				
	門田 正坦			吉川 清志	島田 誠一